

令和元年度 第2回

岡山県自立支援協議会就労支援部会

会議資料

日時：令和2年2月18日（火）

場所：きらめきプラザ 702会議室

岡山県保健福祉部障害福祉課

目 次

◎ 協議・報告

(頁)

- 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて …… 1
(厚生労働省社会保障審議会障害者部会資料抜粋)

- 第5期岡山県障害福祉計画・障害児福祉計画（就労支援関係）の進捗状況について ……26

- 議題提案
 - ①知的障害者の雇用促進について ……29
 - ②市町村地域自立支援協議会就労支援部会との連携及び支援について
 - ③障害のある人の就労定着支援事業について
 - ④農福連携の推進について
 - ⑤岡山県セルフセンターの魅力発信について
 - ⑥A型事業所の経営改善支援に係る今後の取組について

参考資料

- ・岡山県自立支援協議会専門部会設置要領（平成31年3月1日施行） ……32
- ・岡山県自立支援協議会就労支援部会委員名簿
- ・令和元年度第1回岡山県自立支援協議会就労支援部会議事概要（要旨）

障害福祉計画及び障害児福祉計画に 係る基本指針の見直しについて

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

令和3年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

1. 基本的事項について

- (1) 障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」を定めるものとされている。

障害者総合支援法（抜粋）

第 87 条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 三 次条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画及び第 89 条第 1 項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 基本指針は、児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

(4～6 略)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7～12 略)

第 89 条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

- 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第33条の22第1項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- (5～9 略)

(2) また、児童福祉法により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害児福祉計画」を定めるものとされている。

児童福祉法（抜粋）

第33条の19 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第33条の22第1項及び第2項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第1項及び第33条の22第1項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 二 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 三 次条第1項に規定する市町村障害児福祉計画及び第33条の22第1項に規定する都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
 - 四 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

(4～6 略)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7～12 略)

2. 最近の施策の主な動き

- これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書（H29. 2）
- 第7次医療計画についての通知（H29. 3. 31）
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業・支援事業創設（H29. 4）
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（H30. 4. 1 施行）
 - ・ 自立生活援助の創設
 - ・ 就労定着支援の創設
 - ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
 - ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
 - ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28. 6. 3 施行）
- 障害者サービス等報酬改定（H30. 4）
- 障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行（H30. 6）
- ギャンブル等依存症対策基本法の施行（H30. 10）
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き（H31. 3）
- 障害者雇用促進法の改正（R 元. 6）
- 読書バリアフリー法の施行（R 元. 6）
- 農福連携等推進ビジョン取りまとめ（R 元. 6）
- 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告（R 元. 6）
- 就学前の障害児の発達支援の無償化（R 元. 10. 1 施行）
- 障害福祉人材の処遇改善及び消費税率引き上げに伴う報酬改定（R 元. 10. 1 施行）

3. 基本指針見直しのポイント

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けて、現在有する機能の水準や充足状況が十分であるか継続的に検証及び検討を行うことを明記してはどうか。
また、近年の地域生活への移行者数の減少傾向を踏まえるとともに、重度の障害者への支援を可能とする日中サービス支援型共同生活援助や、円滑な地域生活に向けて定期的な居宅訪問や随時の相談助言等を行う自立生活援助等により、地域において障害者の生活を支えるサービスを充実させる方向で、基本指針の見直しを行うこととしてはどうか。
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」（以下、推進事業）実施自治体の増加、保健・医療・福祉関係者による圏域ごとの協議の場の設置等、構築に向けた取組は一定程度進んできたところではあるが、長期入院者数の減少等、成果目標の達成に向けた取組をより一層推進する必要がある。
包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を、今後も計画的に推進する観点から「精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇」（※）

を新たに成果目標として追加してはどうか。

また、精神障害者の地域支援に係る事項については、活動指標でより具体的に示してはどうか。

※定義例：精神病床からの退院者のその後1年間の地域生活総日数を精神病床からの退院者実人数で除したもの。

さらに、ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、昨今、関心が高まっており、ギャンブル等依存症に関する自治体、医療機関、障害福祉サービス事業者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や、自助グループへの支援、障害者福祉サービス担当職員の依存症の理解促進等が重要と考えられるが、基本指針に、依存症に係る取組事項について記載してはどうか。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

就労系サービスについては、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行に取り組んでいるところであり、この取組を一層促進させていく必要がある。また、平成30年4月に創設された就労定着支援事業についても、その利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進めていかななくてはならない。

加えて、地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月4日農福連携等推進会議決定）を踏まえた更なる推進が求められている。さらに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。

これらを踏まえ、就労系サービスについて、以下のとおりとしてはどうか。

- (1) 一般就労に移行する者の目標値については、新たに、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の区別設定することとしてはどうか。
- (2) 就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値については、平成30年度報酬改定等を踏まえて、設定しないこととしてはどうか。
- (3) 就労定着支援事業の利用者数に係る目標値を設定することとしてはどうか。
- (4) 「農福連携」、「大学在学中の就労移行支援事業」、「高齢障害者における社会参加・就労」に関する記載を盛り込んでどうか。

④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するため、経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太方針2019）において、「複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する」との方向性が示されたことを踏まえ、「断らない相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢・理念を基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者及び発達障害児（以下「発達障害者等」という。）の早期発見・早期支援には、発達障害者等の家族等への支援が重要であることから、各市町村において保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図ることを基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

また、発達障害の診断待ちが深刻な状況となる中、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性について基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

⑥ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

(1) 聴覚障害児の早期支援の推進

聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要であることから、都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校等を活用し難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

(2) 児童発達支援センターと障害児入所施設の果たすべき役割の明記

児童発達支援センターの地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であることを明記してはどうか。

また、児童発達支援センターが果たすべき地域支援機能等について、市町村の障害福祉主管部局が代替する方法が考えられることを明記してはどうか。

そのほか、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえ、障害児入所施設について、より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要があることを明記してはどうか。

(3) 18歳以降の支援のあり方についての協議のための体制整備

障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降になった場合についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要があることを明記してはどうか。

(4) 都道府県・市町村障害児福祉計画におけるニーズの把握

都道府県及び市町村における障害児福祉計画の策定については、地域における支援

のニーズを把握することを求めているが、特に、重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズを把握すべきことを明記してはどうか。また、重症心身障害児については障害児入所支援、医療的ケア児については短期入所の利用ニーズについて、特に把握する必要があることを明記してはどうか。

⑦ 障害者による文化芸術活動の推進

平成30年に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び同法第7条に基づき文部科学大臣・厚生労働大臣が定めた「障害者文化活動推進基本計画」を踏まえ、関係者等の連携の機会を設けるとともに、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、その手段として都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

⑧ 障害福祉サービスの質の確保に関すること

現在の指針には、第三者評価や障害福祉サービス等情報公表制度などを記載しているが、多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施するには、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込んではどうか。

(例) 研修体制の充実、協議会の活用、監査の適正実施とフィードバック

⑨ 障害福祉人材の確保に関すること

関係団体等からの要望が多い「障害福祉人材の確保」について、基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

4. 成果目標等に関する事項（案）

○ 現行の指針では、主なポイントとして、以下の①～⑥を掲げており、

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑥ 発達障害者支援の一層の充実

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、以下の5つの柱を定めている。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

○ 次期指針の柱立てについては、最近の施策の主な動きに鑑み、基本的な事項と「達成すべき基本的な目標」（成果目標）としては、例えば下記のものと考えられる。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者の増加、施設入所者の削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇（新規）

※定義例：精神病床からの退院者のその後1年間の地域生活総日数を精神病床からの退院者実人数で除したもの。

・精神病床における1年以上長期入院患者数の減少（65歳以上、65歳未満の内訳）

・精神病床における入院後3ヶ月時点・6ヶ月時点・1年時点の退院率の上昇

③ 地域生活支援拠点等における機能の充実

地域生活支援拠点等が各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備された状態の堅持及び地域生活支援拠点等有する機能の充実

④ 福祉施設利用者の一般就労への移行・定着の推進

・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の増加（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型別を追加）

・就労定着支援事業の利用者の増加（新規）

・就労定着支援事業による支援から一年後の職場定着率の向上

⑤ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

・重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置（各市町村に1つ）、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保（各都道府県に1つ）及び保育所等訪問支援の充実

・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

○ 「目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標」（活動指標）の主なものとしては、例えば下記のものとするのが考えられる。

① 地域生活移行者の増加、施設入所者の削減

（例）・共同生活援助の利用者数、地域相談支援（地域移行支援）の利用者数、自立生活援助の利用者数 等

・施設入所支援の利用者数 ※サービス量の減少を目指す。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（例）・保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置及び実施状況

・障害福祉サービス種類別（地域移行支援、共同生活援助、地域定着支援、自立生活援助）の精神障害者の利用者数

・精神科病床退院患者の退院後の行き先

- ③ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等における機能の充実
(例) 機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数
- ④ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加及び就職後の職場定着率の向上
(例) 就労系障害福祉サービス利用者の一般就労への移行者数、就労定着支援の利用者数及び支援開始1年後職場定着率 等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の充実
(例) ・児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、訪問型児童発達支援の利用児童数 等
・利用日数及び障害児相談支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用児童数 等
※これらの活動指標については、地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケアを必要とする障害児のニーズ、認定こども園や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等での障害児の受入れ状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して設定する。
- ⑥ 発達障害者等及び家族等支援体制の確保
(例) ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
・ペアレントメンターの人数
・ピアサポートの活動への参加人数

障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る基本指針の見直し

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

1. 基本指針見直しの主なポイント(第95回部会資料より)

①地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める。
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進するとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。

④「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援(社会とのつながりや参加の支援)」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。

2. 基本指針への主な反映

- 成果目標①「施設入所者の地域生活への移行」へ反映(資料1-2)
- 成果目標③「地域生活支援拠点等における機能の充実」へ反映(資料1-2)

- 成果目標②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」へ反映(資料1-2)
- 依存症に関する協力体制の構築や、理解促進を図るための普及啓発などの必要性を追記(資料1-3-4)

- 成果目標④「福祉施設から一般就労への移行」へ反映(資料1-2)
- 就労における農福連携の理解促進、大学在学中の学生や高齢障害者に対する就労支援を追記(資料1-3-9)

- 包括的な支援体制の構築に取り組む必要性と、相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める必要があることを追記。(資料1-3-1)

- 発達障害者等の家族等への支援体制の充実を図ることや専門医療機関の確保等について追記(資料1-2)

1. 基本指針見直しの主なポイント(第95回部会資料より)

⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障害児の支援体制について、取組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。

⑦障害者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む

⑧障害福祉サービスの質の確保

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。

⑨福祉人材の確保

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

2. 基本指針への主な反映

- 成果目標⑤「障害児支援の提供体制の整備等」へ反映(資料1-2)
- 今後の障害児入所施設の果たすべき役割や障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備についての必要性を追記(資料1-3-5)
- 重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズ把握の必要性について追記(資料1-3-7)

- 障害者が文化芸術活動を通じて障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図ることを追記。また、文化芸術活動を支援するセンターの設置を推進することを追記(資料1-3-3)

- 成果目標⑦「障害福祉サービス等の質の向上」へ反映(資料1-2)

- 障害福祉事業の提供体制の確保と併せて、それらを担う人材確保の必要性を追記(資料1-3-2)

3. その他の基本指針見直しポイント

- ・相談支援体制の充実強化(資料1-2)
- ・障害児通所支援体制の教育施策との連携(資料1-3-6)

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて
成果目標の新旧対照表

(新)

(旧)

施設入所者の地域生活への移行	施設入所者の地域生活への移行
<p>【地域生活移行者の増加】 令和元年度末時点の施設入所者の<u>6%以上</u>が地域生活へ移行する。</p> <p>【施設入所者の削減】 令和元年度末時点の施設入所者数から<u>1.6%以上</u>削減する。</p>	<p>【地域生活移行者の増加】 平成28年度末時点の施設入所者の<u>9%以上</u>が地域生活へ移行する。</p> <p>【施設入所者の削減】 平成28年度末時点の施設入所者数から<u>2%以上</u>削減する。</p>
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数】 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇：<u>316日以上</u>とする。</p> <p>【精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）】 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。</p> <p>【精神病床における早期退院率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院後3月時点の退院率を<u>69%以上</u>とする。 ・入院後6月時点の退院率を<u>86%以上</u>とする。 ・入院後1年時点の退院率を<u>92%以上</u>とする。 	<p>【障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】 全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。</p> <p>【市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況】 全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。</p> <p>(新規)</p> <p>【精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）】 平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。</p> <p>【精神病床における早期退院率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院後3月時点の退院率を<u>69%以上</u>とする。 ・入院後6月時点の退院率を<u>84%以上</u>とする。 ・入院後1年時点の退院率を<u>90%以上</u>とする。
障害者の地域生活の支援	障害者の地域生活の支援
<p>【地域生活支援拠点における機能の充実】 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。</p>	<p>【地域生活支援拠点の整備】 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。</p>

(新)

(旧)

福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】
 令和元年度の一般就労への移行実績の1. 27倍
 以上とする。
 そのうち、
 ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行
 支援は1. 30倍以上とする。
 ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続
 支援A型は1. 26倍以上を目指す。
 ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続
 支援B型は1. 23倍以上を目指す。

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】
 平成28年度の一般就労への移行実績の1. 5倍
 以上とする。

(削除)

【就労移行支援事業の利用者の増加】

平成28年度末における利用者数を2割以上増加
 させる。

(削除)

【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】

就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上
 とする。

【職場定着率の増加】
 ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行す
 る者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割
 以上の事業所を全体の7割以上とする。

【職場定着率の増加】

就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上
 とする。

障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問
 支援の充実】

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問
 支援の充実】

・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも
 1か所以上設置する（圏域での設置も可）。

・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも
 1か所以上設置する（圏域での設置も可）。

・令和5年度末までに、各都道府県において、児
 童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）
 等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中
 核機能を果たす体制を確保する。

(新規)

・すべての市町村において、保育所等訪問支援を
 利用できる体制を構築する。

・すべての市町村において、保育所等訪問支援を
 利用できる体制を構築する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達 支援事
 業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】
 各市町村に少なくとも1か所以上確保する（圏域
 での確保も可）。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事
 業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】
 各市町村に少なくとも1か所以上確保する（圏域
 での確保も可）。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福
 祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】
 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各
 市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・
 教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を
 設けるとともに医療的ケア児等コーディネーター
 の配置を基本とする（市町村は圏域での設置も可）。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福
 祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】
 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域 及び
 各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育
 ・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場
 を設ける（市町村は圏域での設置も可）。

(新) 相談支援体制の充実・強化等	(旧) —
<p>令和5年度末までに、市町村または圏域において 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施 体制を確保する。</p>	(新規)
障害福祉サービス等の質の向上を図る ための取組に係る体制の構築	—
<p>障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を 構築する。</p>	(新規)

障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る成果目標及び活動指標について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

成果目標④：福祉施設から一般就労への移行等

- 就労系サービスは、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行に取り組んでいるところであり、この取組を一層促進させていく必要がある。
- また、平成30年4月に創設した就労定着支援事業についても、その利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進めていく必要がある。加えて、地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月4日農福連携等推進会議決定）を踏まえた更なる推進が求められている。さらに、多様なニーズへの対応として、大学等在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。
- さらに、就労継続支援事業における工賃向上の取組については、各都道府県が別途作成する「工賃向上計画」に基づき、計画的に実施しているところである。

成果目標等に関する見直し案

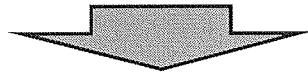
第5期障害福祉計画		見直し案
項目	内容	
①一般就労への移行	就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成三十二年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成二十八年度の一般就労への移行実績の一・五倍以上	【継続・変更】 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持。 その上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
②就労移行支援事業の利用者数	就労移行支援事業の利用者数については、平成三十二年度末における利用者数が平成二十八年度末における利用者数の二割以上増加	【削除】 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、②就労移行支援事業の利用者数及び③就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。
③就労移行支援事業所の就労移行率	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が三割以上の事業所を全体の五割以上	
④就労定着支援事業	就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を八割以上	【変更】 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。 また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせてはどうか。

（その他）既存の「工賃向上」等の記載のほかに、「農福連携」、「大学在学中の就労移行支援事業」、「高齢障害者における社会参加・就労」に関する記載を盛り込んではどうか。

成果目標④-1 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

現状

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成29年度実績で平成24年度実績の約1.9倍（15,957人）となっている。
- 平成27年度から平成29年度の移行者数の増加数（約900人）から推計すると、令和2年度においては、第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成28年度実績の1.5倍の一般就労への移行者の達成」を達成するのは困難であることが見込まれる。



成果目標(案)

- 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持した上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
- 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。

また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上*、1.23倍以上*を目指すこととする。（新規）

* 就労継続支援A型については、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型については、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。

成果目標④-2 就労定着支援事業に関する目標について

現状

- 平成30年度報酬改定において、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬とした。
- 就労定着支援事業の利用者数は8,607人(令和元年6月)であり、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数15,957人(平成29年度実績)と比較しても、低調である。



成果目標(案)

- 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。
- また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容(就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬)に合わせてはどうか。

【成果目標(案)】

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。(新規)

また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。(新規)

12

活動指標の全体像

福祉施設から一般就労への移行等、障害福祉サービス、相談支援、発達障害者支援、障害児支援、精神障害者関係及び障害福祉サービス等の質の向上に係る活動指標の全体像及び各々の見込みを立てる際の勘案事項は次表のとおり。

なお、サービスの量は、障害福祉サービスの訪問系はまとめて、それ以外のサービスはそれぞれの種類ごとに見込む。

<福祉施設から一般就労への移行等>

事項	内容	第6期障害福祉計画の活動指標の考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	都道府県の障害保健福祉担当部局は、令和5年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する	第5期障害福祉計画からの継続
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和5年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。	
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、令和5年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。	
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を支援するため、令和5年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。	
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、令和5年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。	

21

個別施策に係る見直し事項

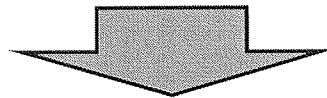
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

②障害福祉人材の確保について

資料1-3-2

基本的な考え方

- 各産業における人材不足が進む中において、障害福祉人材を確保することは重要である。
- 現行の指針においても、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することの重要性及び都道府県福祉人材センター等との連携が望ましいという内容を盛り込んでいるが、今後は、障害福祉関係事業を行う法人や、他業種企業など広域な関係者と共通の問題意識を持ち、協力して様々な取組を行っていくことの重要性を示す必要があると考えられる。



基本指針への記載(案)

- 上記を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、「第一 — 基本的理念」における新規項目として「障害福祉人材の確保」を設け、次のことを記載してはどうか。
 - ・ 障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があること。
 - ・ 人材確保のためには、
 - ・ 専門性を高めるための研修の実施
 - ・ 多職種間の連携の推進
 - ・ 障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要であること。

⑥農福連携等に向けた取組について

資料1-3-9

基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」(令和元年6月4日農福連携等推進会議決定)を踏まえた更なる推進が求められている。
- また、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。

基本指針への記載(案)

- 農福連携、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について、下記のとおり、記載してはどうか。

【農福連携】

- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。このため、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。この際、併せて、就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。

【大学在学中の学生への就労支援】

- 大学(四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。)在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、在学中の就労移行支援事業の利用について、必要に応じ適切に取り組まれるよう、関係機関等と連携し、周知を図ることが望ましい。

【高齢者に対する就労支援】

- 今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。

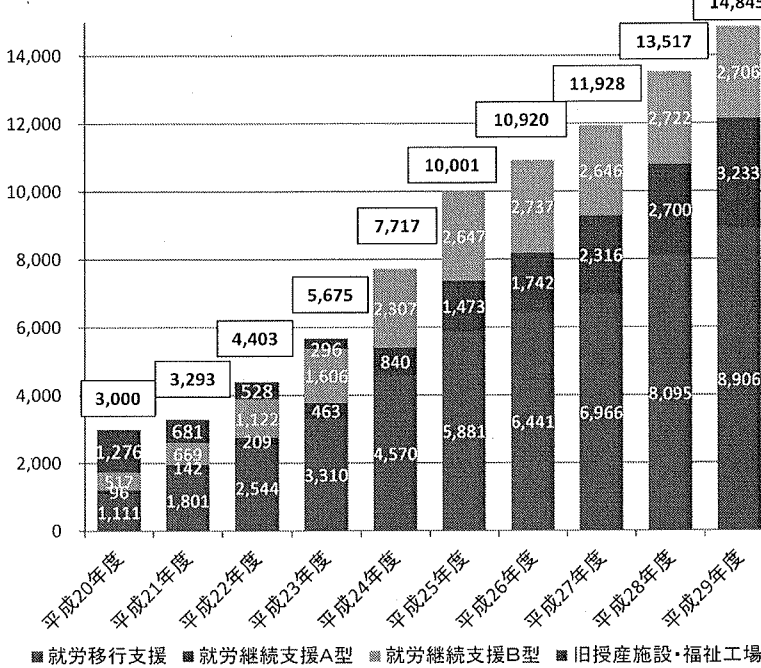
成果目標に関する参考資料

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

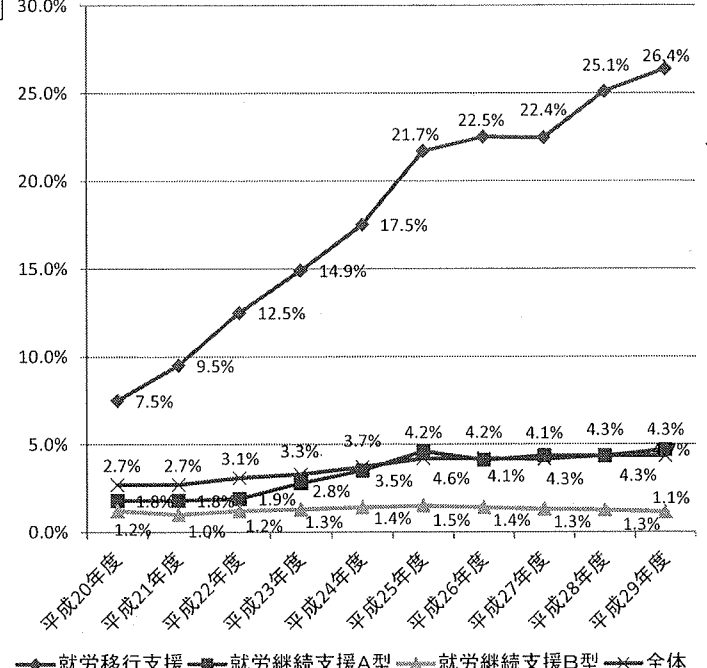
- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、毎年増加しており、平成29年度では約1.5万人の障害者が一般企業へ就職している。
- 一方で、一般就労への移行率を見ると、就労移行支援における移行率は大きく上昇しているものの、就労継続支援A型では微増にとどまっており、就労継続支援B型では横ばいとなっている。

＜一般就労への移行者数の推移＞



【出典】社会福祉施設等調査

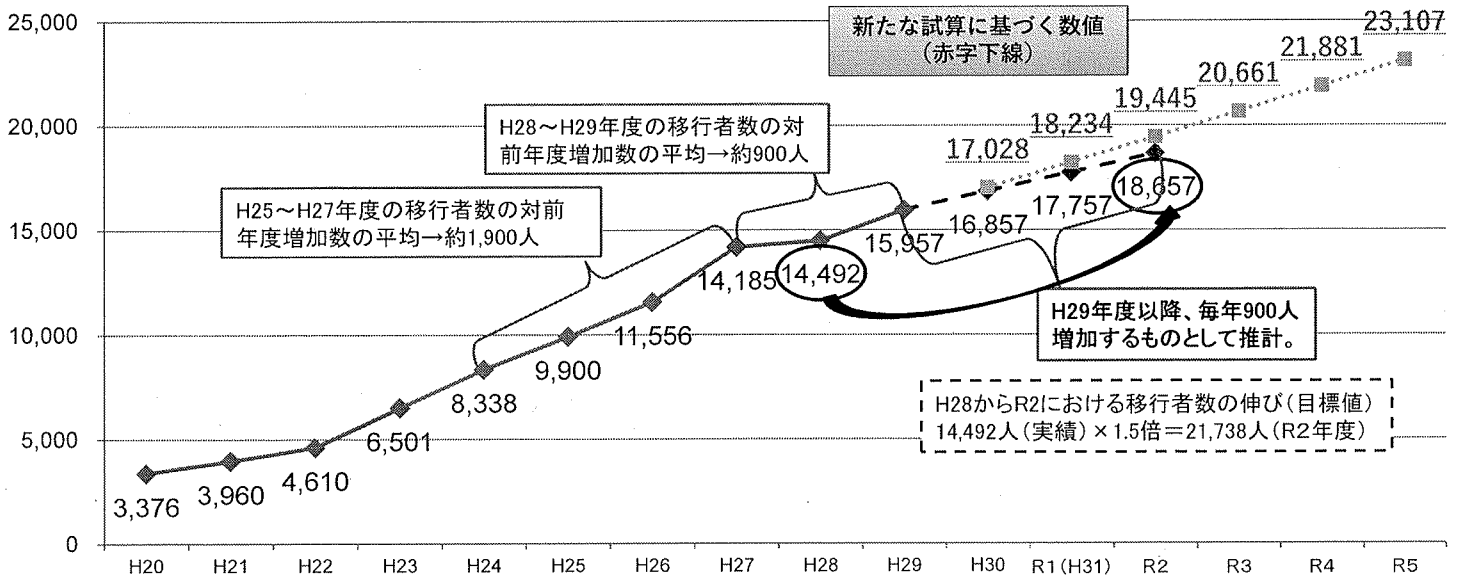
＜一般就労への移行率の推移＞



【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移



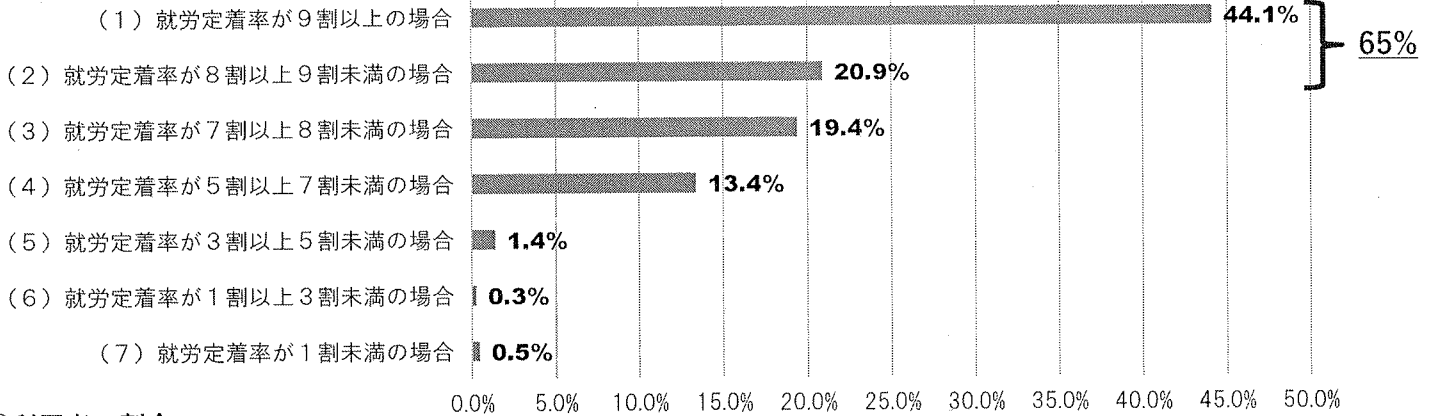
基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値、基本指針における実績値

目標値	第1~2期 (平成18~23年度)	第3期 (平成24~26年度)	第4期 (平成27~29年度)	第5期 (平成30~令和2年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県障害福祉計画		4倍	4.2倍	2倍
実績値	2.7倍		4.8倍	1.9倍

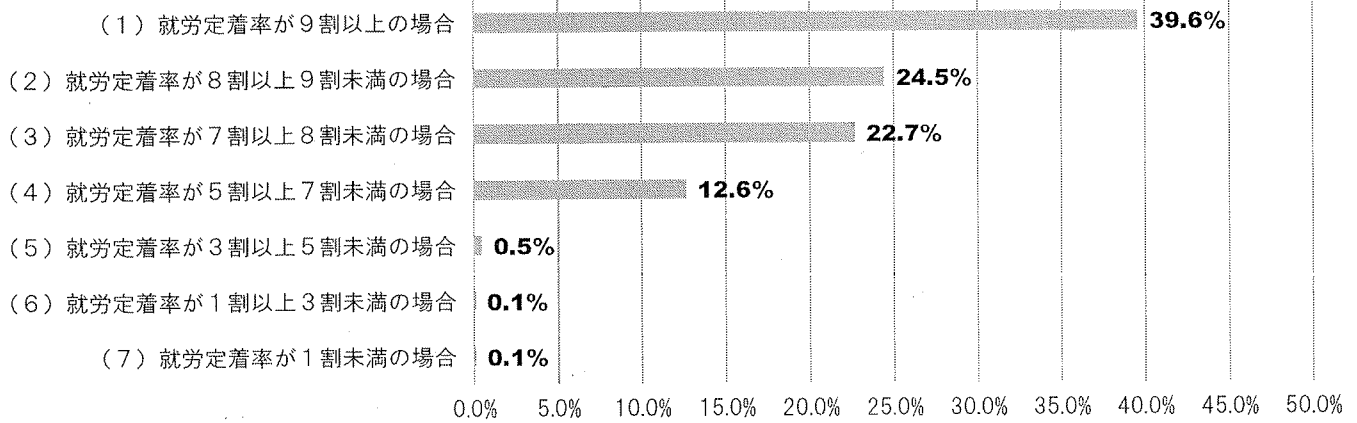
就労定着支援における就労定着率別の事業所数・利用者数

【令和元年7月サービス提供分】

①事業所の割合

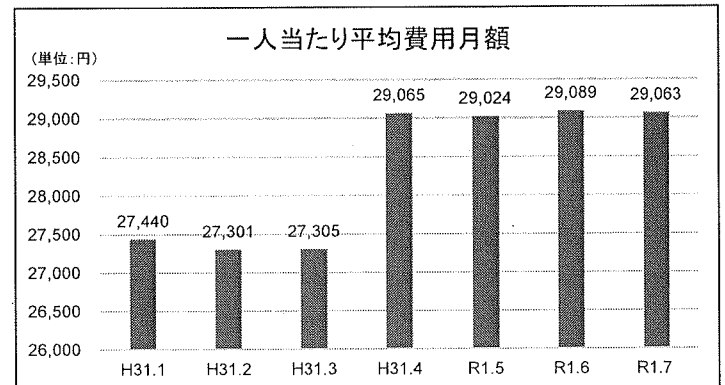
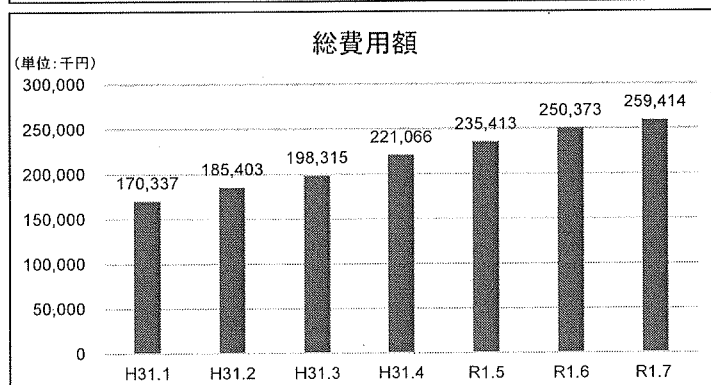
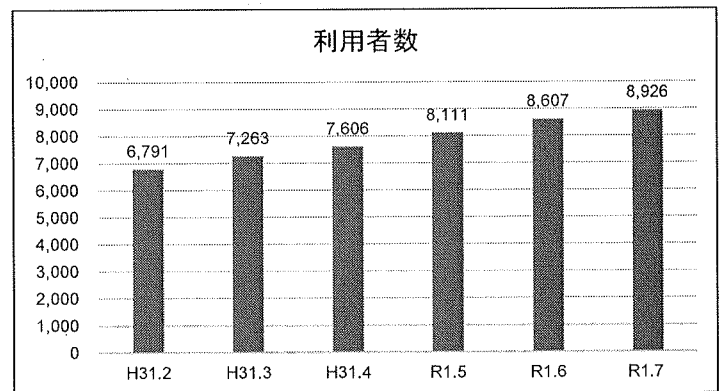
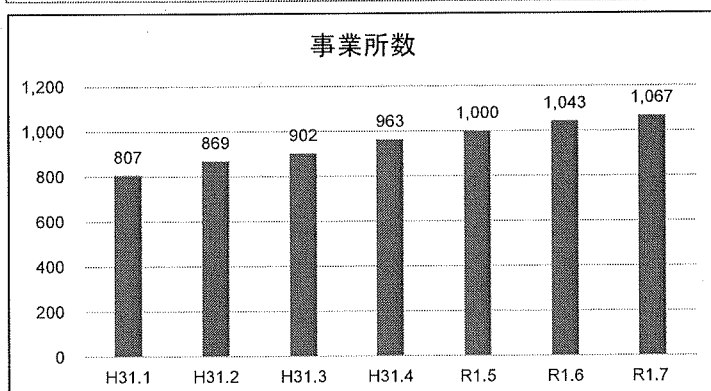


②利用者の割合



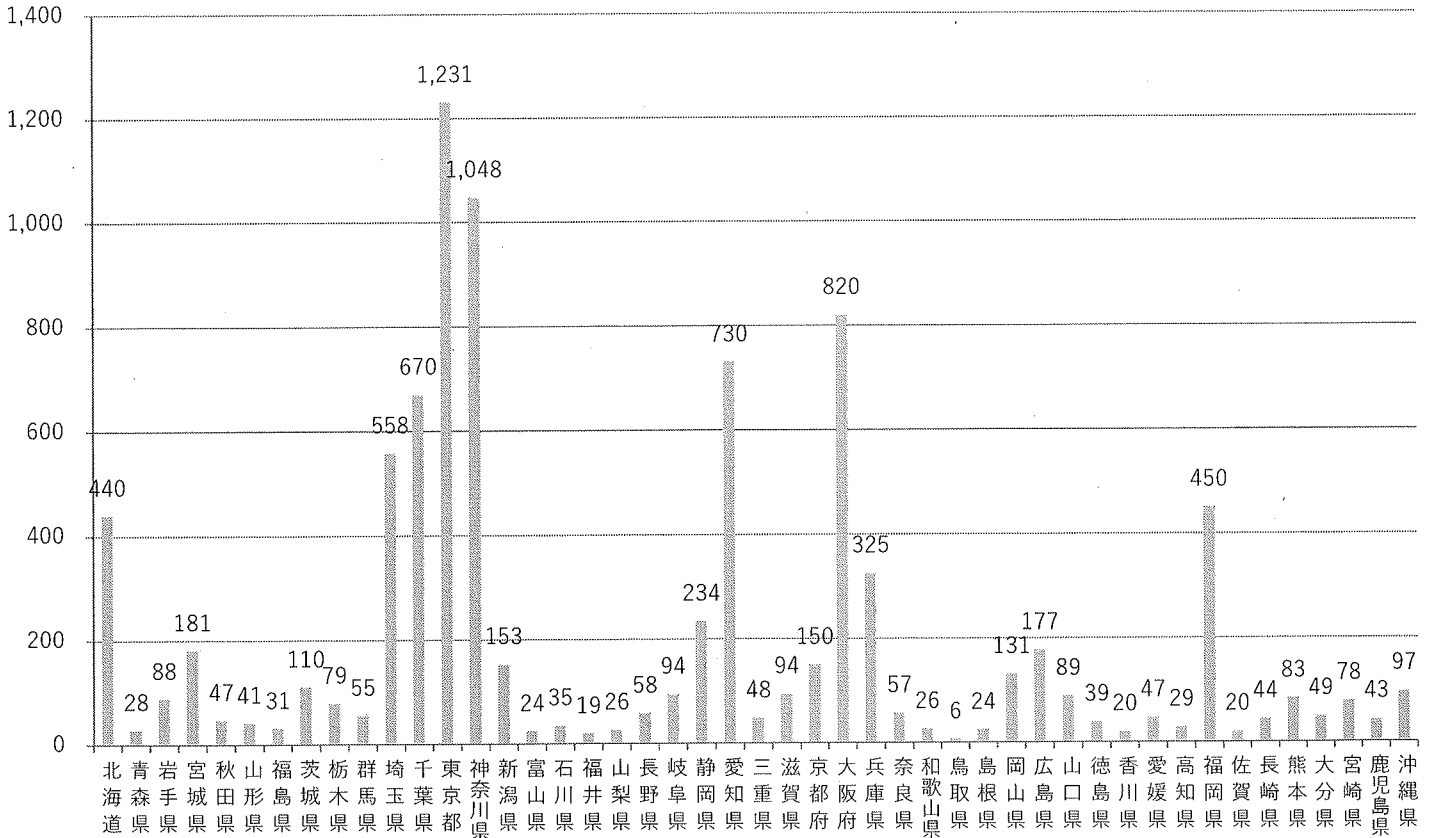
就労定着支援の現状

- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎月増加している。(完全施行は平成30年10月)
- 一人当たり平均費用額は平成31年4月に大きく増加した。



都道府県別就労定着支援利用者数

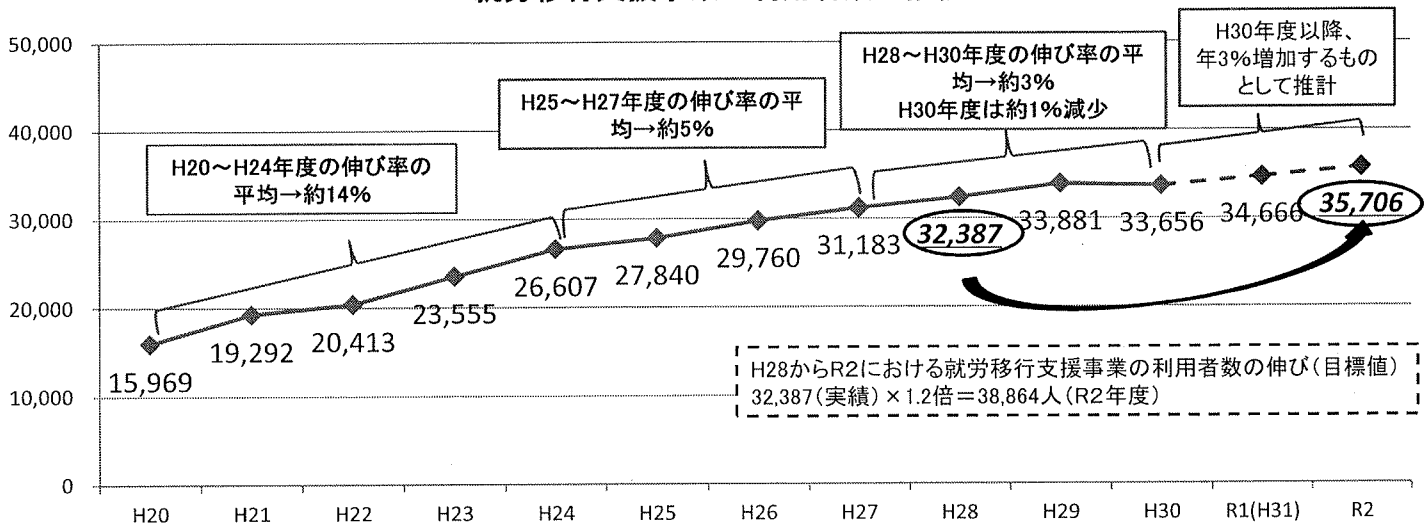
(単位：人)



【出典】令和元年7月国保連データ

(参考)就労移行支援の利用者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の利用者数の推移



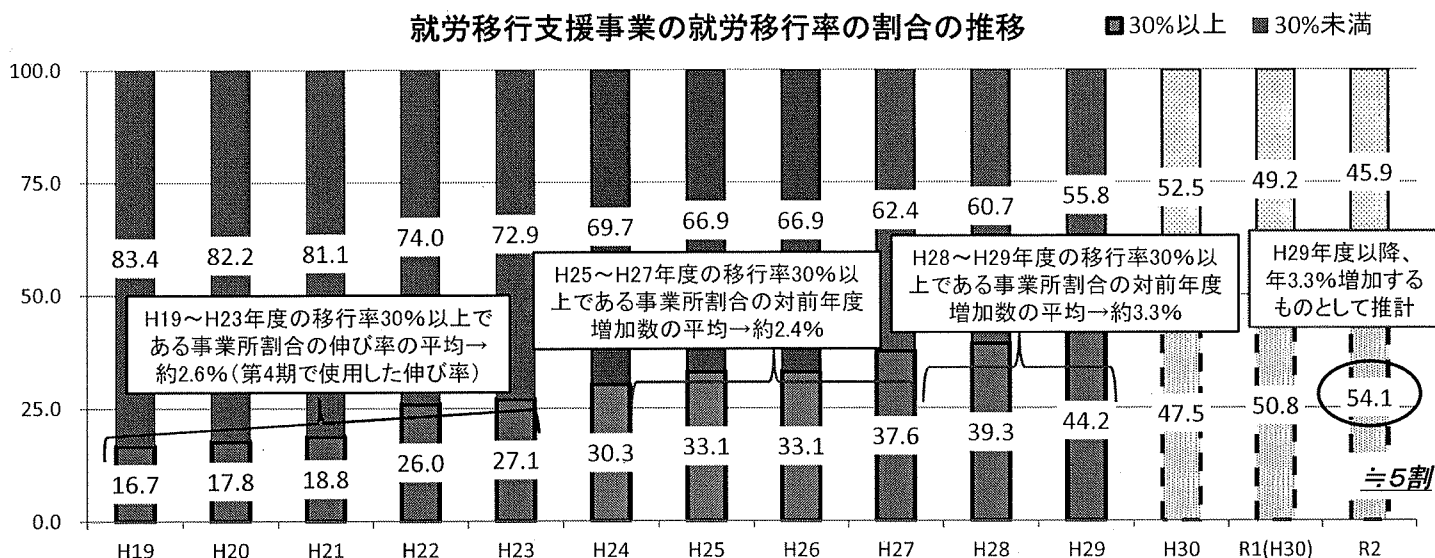
(出典)国保連データ(各年度の3月サービス提供分)

基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1~2期 (平成18~23年度)	第3期 (平成24~26年度)	第4期 (平成27~29年度)	第5期 (平成30~令和2年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県障害福祉計画	7.5%	8.1%	1.6倍	1.4倍

(注)福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

(参考)就労移行支援の事業所ごとの就労移行率の推移について(参考データ)

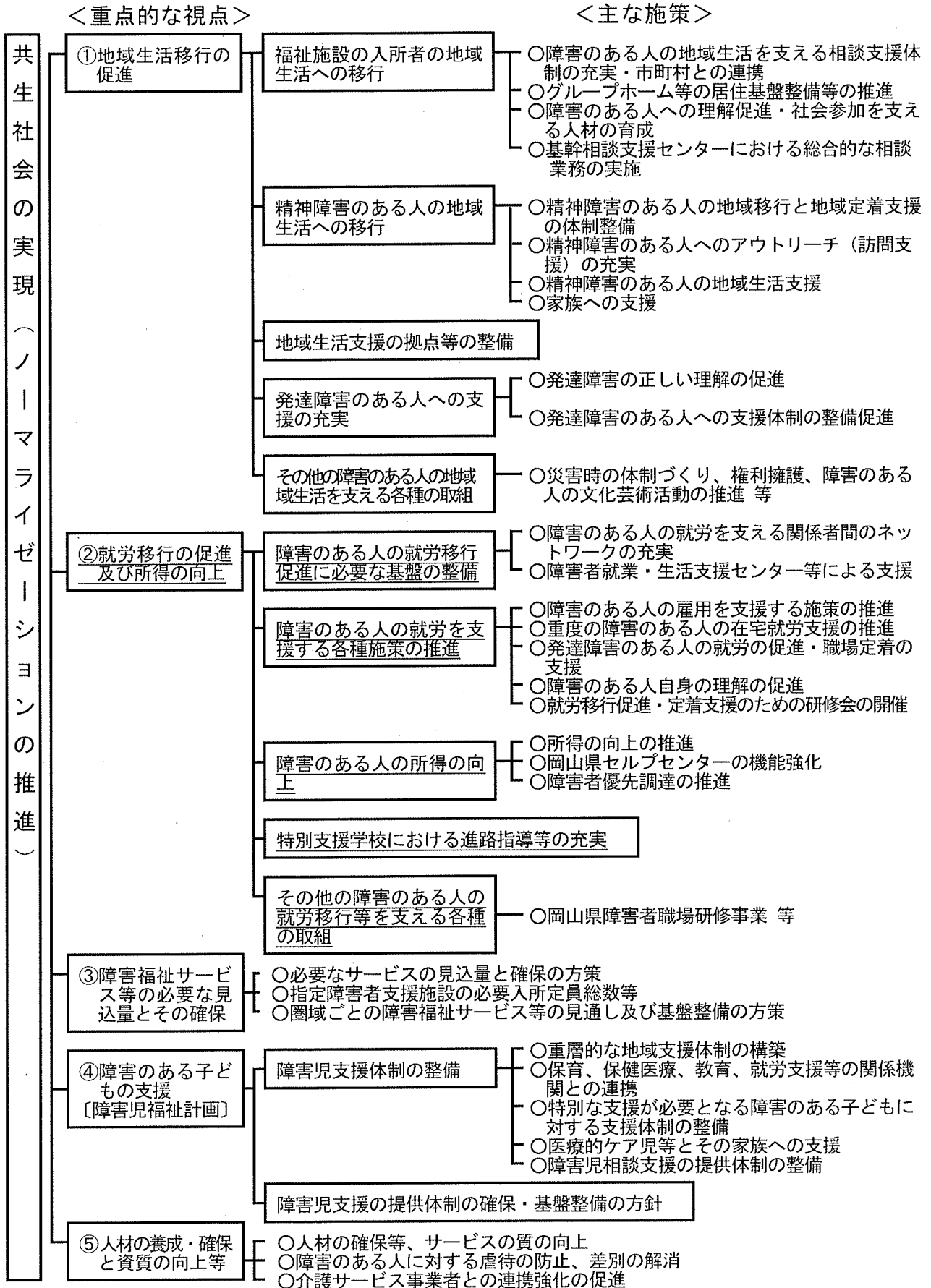


基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)
基本指針	—	—	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県障害福祉計画	—	—	50.2%	50.2%

第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画
(就労支援関係)の進捗状況について

1. 重点的な施策体系



2 第5期岡山県障害福祉計画に係る取組・目標

(1) 重点的な取組

就労移行の促進及び所得の向上について設定した目標については、次に掲げる重点施策により、取り組んでいきます。

【重点的な取組】

障害のある人が地域において自立した生活を営むことができるようにするためには、それぞれの個性と可能性を活かして働くことができるよう必要な支援をしていくとともに、その環境づくりを進めていくことが必要です。

このため、就労移行支援サービスの推進や、障害のある人に対する就業面と生活面の一体的な支援体制の整備等により、福祉施設から一般就労への移行を促進していきます。

また、所得向上に向けた支援策の充実を図り、官公需の発注における優先調達への配慮や共同受注の促進等に努めるなど、障害のある人の福祉的就労に関する取組を一層推進していきます。

(2) 設定目標

① 就労移行の促進

福祉施設から一般就労への移行の促進

※2018年度中の一般就労移行者数：411人

項目	数値	考え方
基準年の一般就労移行者数	180人 (A)	2016年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
目標年度の一般就労移行者数	303人 (Aの1.7倍)	2020年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人数

就労移行支援事業の利用促進

※2018年度末の就労移行支援事業利用者数：360人（※国保連データ（H31.3月利用者数））

項目	数値	考え方
基準年の利用者数	355人 (A)	2016年度末の就労移行支援事業利用者数
目標年度の利用者数	499人 (Aの1.41倍)	2020年度末の就労移行支援事業利用者数 (国目標：2割以上増加)
目標年度の就労移行率 3割以上の事業者割合	50%	2020年度末における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

就労定着支援事業の利用促進

項目	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度
新規利用見込者数(A)	148人	159人
(A)のうち当該年度末までの利用見込者数(B)	121人	133人
職場定着率(B/A)	82%	84%

② 活動指標(労働施策に関する主な数値目標)

項目	現況値 (2016)	目標数値 (2020)	実績数値 (2018)
2020年度における福祉施設の利用者中、 公共職業安定所への求職登録者数の見込	(新設)	200人	<u>506人</u>
2020年度における公共職業安定所の支援を受け、 福祉施設からの一般就労へ移行する者の見込	130人	140人	<u>310人</u>
2020年度の福祉施設から一般就労への移行者中、 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数見込	56人	60人	<u>154人</u>

※現況値：平成28(2016)年度実績

③ その他の目標

(7) 工賃の向上 ※2018年度実績：14,741円(目標工賃：15,600円)

就労継続支援(B型)事業所における工賃水準を、「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」で定める目標工賃まで向上させます。(2016年度実績：13,691円)

(4) 障害者雇用の取組の推進 ※2017年6月1日現在の実雇用率：2.52%

障害者法定雇用率(2.2%)未達成の企業への働きかけ等により、更に実雇用率を引き上げていきます。

(参考)2016年6月1日現在の県内民間企業の実雇用率：2.45%

(5) 特別支援学校高等部卒業者の就職率の向上 ※2018年度実績：45.8%

進路指導の充実等を通じて、特別支援学校高等部卒業者の就職率(2015年度：49.7%、2016年度46.2%)を維持向上させます。

令和元年度第2回自立支援協議会就労支援部会協議議題

【項目】（提案者：増田委員）

① 知的障害者の雇用促進について

【概要】

中央省庁及び地方自治体における障害者雇用の水増し問題が一昨年8月に発覚し、全国の官公庁で平成29年6月1日現在の障害者雇用状況の再点検がなされた。

その結果、岡山県（知事部局）では障害者数98名、実雇用率2.37%と法定雇用率2.3%を上回り不足数はなかった。また、平成30年6月1日現在では105名、実雇用率2.53%であり（法定雇用率2.5%）、全国の実雇用率2.47%と比べ本県の実雇用率は高いものと言える。

しかし雇用されている内訳は身体障害者、精神障害者が多く、知的障害者の雇用率は依然として低い。障害者総合支援法は三障害一元化の施策ではあるが、障害種別によって雇用に開きがあるのが現状である。就労系サービス（就労移行、就労継続A、就労継続B、就労定着支援等）も本来は一般就労が最終目標である。

岡山県、岡山市など行政においては、知的障害者の雇用が促進されるよう、合理的配慮の観点から識字力等に配慮した採用試験の見直し、障害の特性に応じた仕事内容の整備が図られつつある。

障害のあるなしに関わらず、最たる社会参加は就労である。民間企業への働きかけも含め、特に知的障害のある方の雇用が促進されるよう当協会としても努力して参りたい。

【項目】（提案者：小川委員）

② 市町村地域自立支援協議会就労支援部会との連携及び支援について

【概要】

市町村地域自立支援協議会の就労支援部会において、各地域部会間での経験交流及びケース検討の機会が少ないことから、例えば、県就労支援部会が主体となって、各地域での好事例や抱えている課題を共有及び検討する機会（研修会等の形で）を設定する等の、県就労支援部会としてできる支援の在り方を検討してみてもどうか。

【項目】（提案者：秋山委員）

③ 障害のある人の就労定着等支援事業について

【概要】

障害者の一般就労は近年大きく伸びているが、今後はその定着を支援していくことが必要である。

については、県の来年度予定する事業を紹介し、今後の進め方等を議論させていただきたい。

【項目】（提案者：秋山委員）

④ 農福連携の推進について

【概要】

障害のある人の農業分野での就労支援、工賃水準の向上や農業の支え手不足の解消を図るため、昨年度開設した「岡山県農福連携サポートセンター」を核に、農業生産者ニーズと福祉事業所の施設外就労とのマッチング支援をはじめ、農業に取り組む福祉事業所を多面的に支援することとしている。

今年度からマッチング支援を本格実施してきたが、来年度以降、その深化を図るため、今後の進め方等を議論させていただきたい。

（今後の課題）

- ・サポートセンター（セルフセンター）と福祉事業所の連携強化
※セルフセンターの会員数：約70程度
- ・農業生産者へのサポートセンター業務の周知・PR、ニーズの掘り起こし等
- ・農業・福祉の相互理解の促進（セミナー、体験会実施等）
- ・JA・地域自立支援協議会などをはじめとした関係機関のネットワーク・連携強化

【項目】（提案者：秋山委員）

⑤ 岡山県セルフセンターの魅力発信について

【概要】

今年度については、アクティブフリル浴衣等の新商品開発、共同受注拡大を図るための優先調達受注先事業所リストの作成、経済団体との連携による民間企業への発注業務ニーズ調査（アンケート）の実施（予定）等、所得向上の中核となる組織（支援組織）として、様々な取組を行ってきたところである。

しかしその一方で、岡山県セルフセンターの存在と役割について対外的な認知度は未だ不十分と感じられる。

今後の事業の推進を図る上で、当該センターの魅力発信が重要であり、については、当該センターの魅力と今後求められる役割等について、ご意見をいただきたい。

【項目】（提案者：秋山委員）

⑥ A型事業所の経営改善支援に係る今後の取組について

【概要】

平成30年度より県の重点施策として「A型事業所経営改善応援事業」を実施してきたところであるが、令和2年度をもって3年間の事業終期を迎えることとなる。

令和3年度以降については、これまでの結果を検証しつつ、A型事業所に対する経営改善支援を県の重点的施策として取組むべきか否か、新たな視点も含めて事業継続の是非を検討していく必要がある。

については、当該支援に係る今後の取組について、ご意見をいただきたい。

岡山県自立支援協議会専門部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する岡山県自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(体制)

第2条 専門部会として、次の部会を設置する。

- (1) 人材育成部会
- (2) 就労支援部会
- (3) 医療的ケア児等支援部会

(所掌事務)

第3条 専門部会の名称と主な協議・検討事項は、次に掲げるとおりする。

(1) 人材育成部会

- ア 各種研修の企画、実施に関する事項
- イ 市町村の相談支援体制の状況把握、支援策に関する事項
- ウ 県相談支援アドバイザー等の活用に関する事項
- エ 相談支援従事者等の人材育成方策に関する事項

(2) 就労支援部会

- ア 就労支援体制の整備に関する事項
- イ 障害者就業・生活支援センターの取組に関する事項
- ウ 福祉的就労から一般就労への移行に関する事項
- エ 就労継続支援A型事業所の経営改善支援に関する事項
- オ 就労継続支援B型事業所の工賃向上に関する事項

(3) 医療的ケア児等支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長を1人置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理するものをあらかじめ指名しておくものとする。

(組織)

第5条 第2条各号に定める各専門部会は、委員20人以内で構成する。

2 部会に必要な応じて臨時委員を置くことができる。

(会議等)

第6条 専門部会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、部会に属さない者が当該部会に出席し、意見を述べることを申し出たときは、これを許可することができる。

3 専門部会は、第3条に掲げる事項について調査又は検討を行うこととし、その結果は、適時に岡山県自立支援協議会へ報告するものとする。

(作業部会)

第7条 部会での協議をより充実させるため、部会での協議により、作業部会を必要に応じて開催することができるものとする。

2 会長は、専門部会の協議・検討事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、障害福祉課において処理する。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

岡山県自立支援協議会 就労支援部会委員名簿
(任期：H31.3.1～R2.3.31)

○

	氏名	職名	職名	備考
1	大谷 俊之	(NPO) 東備 岡山県就労移行支援事業所協議会	代表	
2	村下 志保子	(福) 旭川荘 岡山障害者就業・生活支援センター	所長	
3	萩原 義文	(NPO) 就労継続支援A型事業所協議会 (岡山南就業支援センターZENKO)	理事長	
4	永田 昇	(NPO) 就労継続支援A型事業所協議会 (ホープ就労・生活支援センター)	事務局長	
5	増田 桂一郎	岡山県知的障害者福祉協会(生産活動・就労支援部会) (閑谷ワークセンター・わけ)	部会長	
6	真田 弥絵	(NPO) 岡山県社会就労センター協議会 岡山県セルフセンター	所長	
7	小川 孝雄	(NPO) 岡山県社会就労センター協議会	アドバイザー	
8	弘瀬 敦生	(NPO) 岡山県社会就労センター協議会 岡山県農福連携サポートセンター	農福連携 推進員	
9	高橋 一樹	岡山県農業協同組合中央会 同会担い手サポートセンター	センター長	
10	神宝 英雄	岡山労働局 職業安定部 職業対策課	地方障害者 雇用担当官	
11	手塚 英市朗	岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 労働調整班	総括参事	
12	高岡 和徳	岡山県 保健福祉部 保健福祉課 指導監査室	総括参事	
13	田口 晶伸	岡山県 保健福祉部 障害福祉課 福祉推進班	総括副参事	
14	秋山 文男	岡山県 保健福祉部 障害福祉課 障害福祉サービス班	総括参事	

※ 上表中「○」は会長

令和元年度第1回岡山県自立支援協議会就労支援部会 概要（要旨）

- 1 日 程 令和元年12月19日（木）
- 2 場 所 きらめきプラザ 702会議室
- 3 時 間 14:30～16:30
- 4 事務局からの説明事項等
岡山県自立支援協議会就労支援部会について（資料のとおり）
- 5 協議・報告
 - （1）公開に係る取り扱いについて
 - ・審議会等の設置及び運営等に関する方針について事務局より説明
 - ・当会の公開又は非公開について協議の結果、次回より公開とすることとして決定。
 - （2）第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画の概要について
 - ・障害福祉計画に掲げる取組目標として、就労支援がどのように盛り込まれているか、資料をもとに秋山委員より説明。
 - （3）令和元年度の就労支援に係る各取組について
（秋山委員（※詳細は担当より説明））
 - ・A型事業所については、平成29年度より経営改善に向けた支援事業を実施しており、中小企業診断士等の専門家派遣事業、意識改革に向けた経営管理者向けセミナー、販路開拓等に向けたマッチング支援等を実施したところである。
 - ・B型事業所については、平成30年度の岡山県の平均工賃月額14,741円と国平均16,118円を下回っており、全国結果を比較すると39番目である。支援に係る取組としては、岡山県セルフセンターに委託を行い、共同受注窓口や、セミナー、マルシェ等といった取組を実施おり、これら取組は「第3期岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」に位置付けられたものとして実施しているものである。
 - ・優先調達については、今年度の調達目標2,200万円を掲げており取組んでいる。なお、今年度上半期実績の調達実績について、昨年度同期比でみると、約300万円金額増の状況である。
 - ・農福連携については、農家側の課題として、平成17年と27年を比べると、10年間で約4万人の農業の担い手が減っていることがあげられる。県では、昨年11月に担い手不足の解消とB型事業所の工賃向上等に繋げることを目的とした「県農福連携サポートセンター」を開設し、農業と福祉の作業請負いのマッチングや、農業技術の指導等、多面的に取組んでいるものの、農家側においては障害のある人の理解が進んでない面が、また、福祉側においては農業に関する知識がないこと等

から、マッチングが進まないところがある。今後、部会の意見・要望を聞きながら進めて行きたい。

- ・障害者の一般就労については、就労移行等の就職者数が増えている一方、離職する者も増えている状況であり、就労移行への促進だけでなく、今後は定着支援についても労働局等と連携して取組んでいく必要がある。今後は、就職後の定着支援に着眼した施策に取組んでいきたいと考えている。

※ その他各就労関係の動向等について資料をもとに説明

(真田委員)

- ・優先調達の事例として、医療機関あての約10万枚の印刷と3千か所の送付先に向けた封入封函、岡山マラソンの完走メダルの作成業務等がある。
- ・また、今後、商工団体に協力を仰ぎ、企業からの外注ニーズを把握するべくアンケート調査を行う予定がある。

(田口委員)

- ・県では、「発達障害のある人の就労支援」として、平成28年度より県障害福祉課及び特別支援教育課に発達障害のある方を三か月間職場体験として受け入れをしており、今年度中にこれら成果をまとめた就労支援ハンドブックの作成を予定している。次年度以降に企業や行政等へ配布し、雇用の促進と職場への定着に繋げていきたい。
- ・発達障害の人の雇用を検討している企業、教諭関係、自治体等の方を対象にした、雇用促進研修会を開催した。
- ・県民局圏域ごとで、就労支援機関との情報交換、事例検討の場として発達障害者就労支援担当者連絡会を実施する予定としており、発達障害のある方の雇用の促進と職場への定着に向けた推進を図っているところである。

(萩原会長)

- ・既に受け入れや支援体制をとっている民間企業は意外に多くあるのが実感である。その点行政についてはあまり無いと思うので、ハンドブックは行政向きのものを作成するとよいと思う。

(高岡委員)

- ・生産活動収支の範囲内で利用者賃金を支払っていない(基準と満たしていない)A型事業所に対し、県としては、集団指導等の場を活用して、事業所の方々の自主的な経営改善に向けた取組を促すといったスタンスで指導を取り組んでいる状況

である。今後、基準を満たしていない事業所については、とりあえず、経営改善計画書の案を提出してもらい、その内容の実現性等について精査判断した上、場合によって計画の見直しを求める等検討していこうと考えている。

(大島副参事(手塚委員代理))

- ・障害者雇用の普及啓発として、毎年11月に「障害者ワークフェア・インおかやま」というイベントを開催しており、優秀勤労障害者、障害者雇用優良事業所の表彰等を行っている。今年度は84名の参加者があった。
- ・障害者雇用促進アドバイザーの派遣を行っており、障害のある人の雇用を検討している中小企業等に、アドバイザーを派遣し、必要な助言等を行っている。今年度は5件の実績があった。

(神宝委員)

- ・障害者というと身体障害の方、特に、若い方のことをイメージされる企業の方が多いが、令和元年9月末時点において、県内の各ハローワークに仕事を探す申込をしている者の状況を年齢階層障害種別にみると、若い身体障害者の方の登録は実は非常に少ない。また、その一方で、4月から9月の就職実績の状況をみると60歳以上の方が就職されるケースが多くみられる。
- ・厚労省において「就労パスポート」を作った。これは、利用されている支援機関等のアドバイスを受けながら、自身の状況を紹介するものを書面にすることで、支援を受ける関係機関と共有する、利用者本人了解のもとで就職先に提供し、しっかりと周りに分かってもらう等といった狙いがある。

(弘瀬委員)

- ・農福連携サポートセンターの取組としては、障害者就労施設等と農家側とのマッチングや、事業所の方の農業の技術・知識の向上を図るための三徳園での研修、マルシェの開催等を行っている。

(増田委員)

- ・知的障害者の雇用について、障害者の採用は従前に比べ改善されてきているように思うものの、うち、採用されている知的障害者の占める割合は依然低い。
- ・B型事業所の基本報酬については、平均工賃月額により算定されることとなっており、例えば、ひきこもりがちの方の場合等は、どうしても出勤日数が少なくなり、結果、報酬算定が下がってしまう。来てもらうための支援等、数字には反映されない支援を行っていることも加味するべき旨の提案をしていきたい。

(永田委員)

- ・毎年最低賃金が上昇する中、利用者の給料と職員の給料がほとんど一緒というA型事業所も結構あり、このままでは事業継続は厳しいとの声がある。中には、やめた事業所、また、逆に、新たに数千万かけて土地や建物を用意しお弁当屋をはじめた事業所等、頑張っているところもある。
- ・A型事業所を10年前に65歳ではじめた代表者が、10年後の現在、アルツハイマーになり、事業承継について問題が発生する事業所もあつたりと、経営改善とは別の課題もあり、A型事業所協議会としては、そのようなところも応援しながら、支援に取り組んでいるところである。

(村下委員)

- ・県内4カ所の障害者就業・生活支援センターで連携して取組んだこと等を報告する。
- ・県の就業移行等連携支援事業について、今回、岡山障害者ワークフォーラムとして「障害者にできる仕事を考える」のではなく、「障害者の人がしたい仕事は何か」ということころに着目して、障害者雇用を実践している企業のブース・展示を行った。その中では、実際に働かされている障害者の方が、自分の仕事について説明する場面もあった。
- ・真庭市において「真庭圏域発障害者就業移行推進セミナー」を開催、受け入れ企業の取組についての事例発表等を行っており、企業や社会福祉施設職員、行政等が参加した。
- ・「令和時代の障害者雇用を考える～障がい者と共に成長していく企業～」というセミナーを開催し、約180人の参加があつた。また、その中でシンポジウムを行った際、障害者雇用について、興味があるがどうしていいのかわからない、まだ一人も雇用していないので、最初の一人を上手く雇用するにはどうしたらいいか等の課題が上がってきていた。
- ・例年、発達障害者支援センターとの共催で発達障害者就労支援担当者連絡会を開催し、当該センターとナカポツ関連の事業所で連携を図っているが、関連の企業や事業所だけでなく、一般の企業に発達障害支援センターの持っているノウハウをお伝えできるような連携が図れたらいい。

(大谷委員)

- ・就労移行支援事業所については管内に1事業所しかない市町村も多く、通常、ナカポツセンターでカバーできる範囲と、就労移行支援事業所がカバーできる範囲を考えると、今後、定着支援等の問題が多分出てくると危惧している。例えば定着支援に関しての具体的な研修の開催等、県として応援してもらいたい。

- ・昨今では、発達障害の方の就労が増えてきていること等もあり、事業所側もその後のフォロー対応等について悩みを持つ者も出てきている。

(小川委員)

- ・使わなくなった浴衣をデザイナーと共同でリメイクし“アクティブフリル浴衣”として商品開発、これを美春閣（湯の郷の旅館）や下電ホテルと連携した事業を行った。本取組は、工賃向上を図るだけではなく、併せて働くことの喜びを感じてもらおうといった目線で取り組んだもの。
- ・農福連携に関しては、単に農作業を請け負うというだけでなく、例えば、企業の元受けとして耕地整備の中に障害者の仕事の開発を行う等、今までにない概念で検討できるといい。

(4) 就労支援部会の今後の進め方について

(事務局)

- ・来年度は8月と1月の年2回を予定している。進め方としては、障害者福祉計画や県所得向上計画等の期間満了に伴う改定内容に係る検討、14の地域自立支援協議会や専門部会、自立支援協議会それぞれの開催時期を勘案しながら、各会議での議論内容と情報の共有、課題解決に向けた検討とフィードバック等のサイクルをまわしていきたいと考えている。

(小川委員)

- ・はじめと終わりの年2回だけではなく、中間に1回は開催し、課題等を各々違う分野の立場で皆さんと議論する機会を設けるといいと思う。

(萩原会長)

- ・中間報告の機会があるとよい。

重点事業調書

担当部局・課名		保健福祉部障害福祉課			
新生き生きプラン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略のねらい	1 保健・医療・福祉充実プログラム			
	施策	5 重点 障害のある人の自立と社会参加の促進			
総合戦略	基本目標	2 人を呼び込む魅力ある郷土岡山をつくる			
	対策	2 人を呼び込む魅力ある郷土岡山づくりの推進(社会減対策)			
	課題/ターゲット	2-③ 多様な人材が活躍する社会の実現			
重点事業の名称		障害のある人の就労定着等支援事業			
終期設定(年度)	R4	予算区分	一般	事項名	地域生活支援事業費
現状・課題・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の自立と社会参加を促進する上で、「就労」は重要なポイントであり、県では、障害者就業・生活支援センターを核に、国等の関係機関と連携の下、障害のある人の就労支援に積極的に取り組んでいる。 ・これにより、障害のある人の「一般就労への移行」は、県の目標を上回る実績となっているが、その一方で、一般就労移行後の「定着」が新たな課題となっている。 ・このため、「就労定着」に向けた支援にも重点的に取り組めるよう体制を整え、従前の一般就労への移行促進と併せて、障害のある人の就労を一体的に支援する。 				
事業の内容	<p>1 拡充障害のある人の就労定着等支援事業 《7,947千円》</p> <p>就労移行・定着支援のスキルアップ研修(ジョブガイダンス)の開催や、参加型セミナーやワークフォーラム等の開催など、従前から実施している一般就労への移行支援に加え、就労定着等支援アドバイザーの配置など、本県独自の就労定着支援に新たに取り組んでいく。</p> <p>(1) 就労定着等支援体制強化 《4,846千円》【新規】</p> <p>就労定着等支援アドバイザー(専属スタッフ1名)を配置し、国、就労系事業所及び企業と連携した就労定着支援(マンパワー)を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅・企業等訪問による課題把握、対面支援、相談・助言、企業との連絡調整等を行う。 <p>(2) 一般就労への移行支援 《2,076千円》</p> <p>就労系サービス事業所職員等を対象に、就労移行支援のスキルアップ研修の開催や、就労系サービス事業所や受入企業を対象にした参加型セミナーの開催等を通じ、障害のある人の一般就労への移行等を促進する。</p> <p>① 就労移行支援のスキルアップ研修(ジョブガイダンス)(年5回)</p> <p>当事者とその支援者が共に、就労移行に向けた実践形式の研修会を開催する。</p> <p>② 一般就労移行促進に向けた参加型セミナー開催(年1回)</p> <p>就労面に係る適切なアセスメント手法習得と、福祉及び雇用(企業)の相互理解の促進のため、就労系サービス事業所や企業を対象とした参加型のセミナー・グループワーク等を開催する。</p> <p>③ ワークフォーラム・就労相談会開催(年1回)</p> <p>企業による障害者雇用の先駆的取組を紹介するとともに、企業の障害への理解促進やマッチング支援を目的に、ワークフォーラムや就労相談会を開催する。</p> <p>(3) 就労定着支援 《1,025千円》【新規】</p> <p>従前から実施している「一般就労への移行」支援に加え、国等と連携した本県独自の就労定着支援を新たに実施する。</p> <p>① 就労定着支援セミナー開催(年1回)</p> <p>岡山労働局との連携の下、企業・就労系事業所を対象とした就労定着セミナーを開催する。</p> <p>② ピアサポート相談会(カフェ)(年4回)</p> <p>専門家の招聘を交えつつ、就労上の課題や不安等を当事者間で共有する場を定期的に提供する。</p> <p>2 新規相談支援従事者主任研修事業 《1,154千円》 終期:なし</p> <p>上記事業を下支えする地域の相談支援専門員の技術向上を図るため、主任相談支援専門員(スーパーバイザー)を新たに養成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が規定する実施要綱に基づき研修を実施する。(5日間、講義・演習計30時間) 受講者数約80人/年(想定) 				

障害のある人の就労定着等支援事業

現状

就職

就労移行支援

就労移行支援事業
38事業所 360人

就労継続支援事業(A型)
145事業所 2,684人

就労継続支援事業(B型)
210事業所 4,125人

※H31.4時点

一般就労 移行者数

180人/H28

310人/H29

411人/H30

※H28比: 2.3倍

就労定着支援

課題

一般就労への移行者数は大幅に増えているものの、その後の定着が課題!

データ

○就職3月後の定着率

知的: 85.3%、発達障害: 84.7%、身体: 77.8%
精神: 69.9%

○就職1年後の定着率

知的: 68.0%、発達障害: 71.5%、身体: 60.8%
精神: 49.3%

※出典: 2017年、国調査

就労定着支援体制が不十分

連携

就労移行支援等

障害者就業・生活支援
センター等

障害のある人の就労定着等支援事業



【新規】推進体制の整備（就労定着等支援体制強化事業）

○就労定着等支援アドバイザー（専属スタッフ1名）の配置

・既存事業に加え、国、就労系事業所及び企業と連携した就労定着支援体制等を強化

【継続（組替）】

一般就労への移行支援事業

■スキルアップ研修開催（ジョブガイダンス）【計5回】

障害のある人のSSTや就職活動の実演等、実践に即した研修会を開催

■ワークフォーラム・就労相談会開催【年1回】※岡山地域の企業ネットワークと連携実施

障害者雇用の先駆的取組を紹介、障害のある人と就労のマッチングを支援を目的にワークフォーラム等を開催

<既存事業組替>

■参加型セミナー・グループワーク開催【年1回】

就労系事業所・企業を対象に、相互理解の促進、気運醸成のため、参加型セミナー等を開催

【新規】就労定着支援事業

<就職後のフォローに重点>

・自宅・企業等訪問による課題把握、対面支援、相談・助言、企業との連絡調整等

※一般就労が困難となった者には復帰調整

【新規】ピアサポート相談会開催（年4回）

・専門家の招聘を交えつつ、就労上の課題や不安等を当事者間で共有する場を定期的に提供

【新規】就労定着支援セミナー開催（年1回）

・岡山労働局との連携の下、企業・就労系事業所を対象に、職場定着に係る国の制度活用等を含めたセミナーを開催

就労定着支援の体制強化等を図ります!

拡充

【効果】

●従前の障害のある人の「就労支援」に加え、本県独自の「就労定着」に軸足を置き取り組むことで、これまでの取組の成果を維持・拡大

→障害のある人の就労支援を通じた地域での自立・社会参加の促進

→個性と能力の発揮、生きがい創出（多様な人材の活躍・共生社会の実現に寄与）

→社会保障費（自立支援給付費）の抑制

（例）・就労移行支援事業所から一般就労に移行した場合の社会保障費削減効果額

▲2,059千円/人・年

平成30年度 就労系事業所利用者の一般就労移行者数

(単位:人)

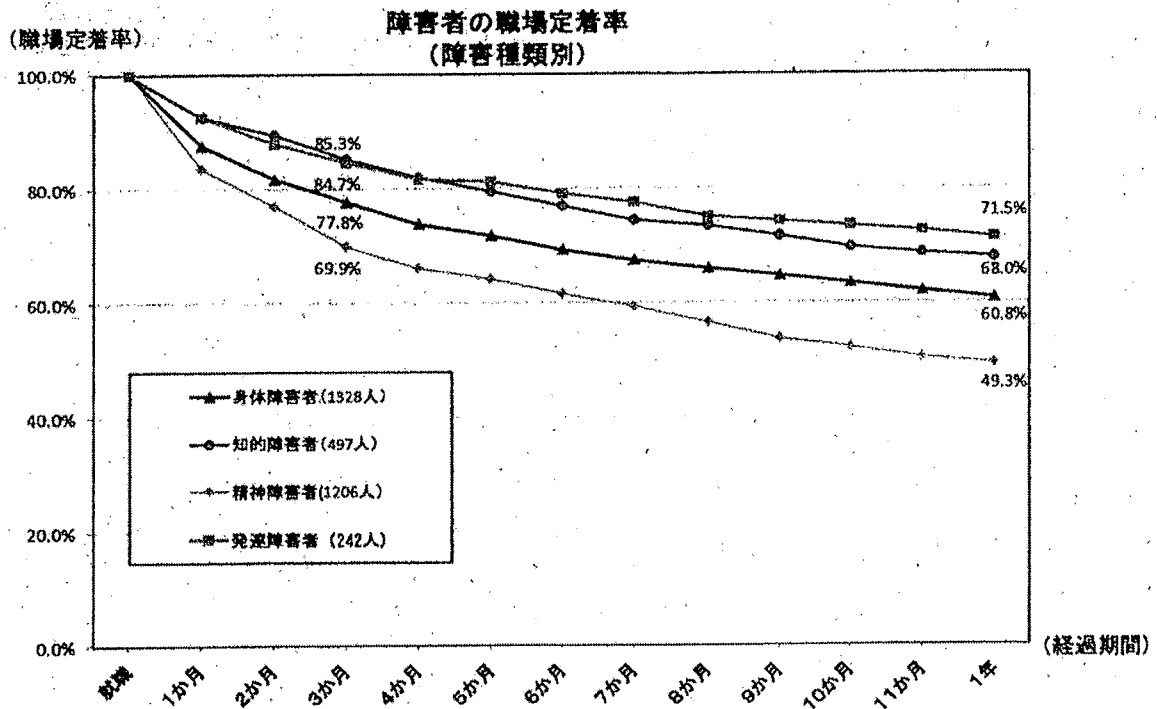
行政区分	就職者数内訳						
	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	生活介護	自立支援(機能訓練)	自立支援(生活訓練)	合計
備前県民局	9	25	5	4	-	14	57
備中県民局	7	27	8	-	-	-	42
美作県民局	2	5	7	-	-	-	14
小計A(県所管分)	18	57	20	4	-	14	113
岡山市	124	43	12	1	-	5	185
倉敷市	47	43	21	1	-	1	113
新見市	-	-	-	-	-	-	-
小計B(市所管分)	171	86	33	2		6	298
							-
合計 C=A+B	189	143	53	6	-	20	411

<分析>

サービス利用者(D)	360	2,684	4,125
※国保連データより引用(H31年4月現在)			
一般就労への移行者率(%) C/D * 100	52.5	5.3	1.3

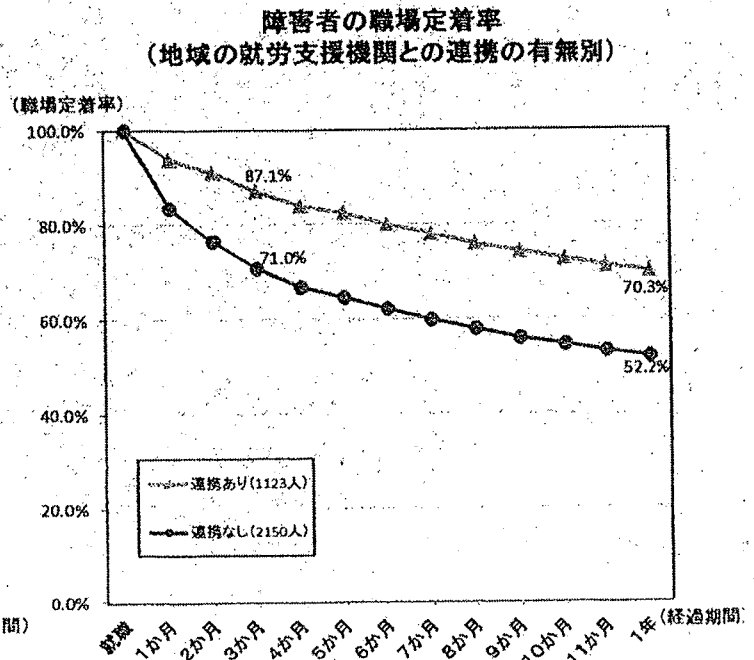
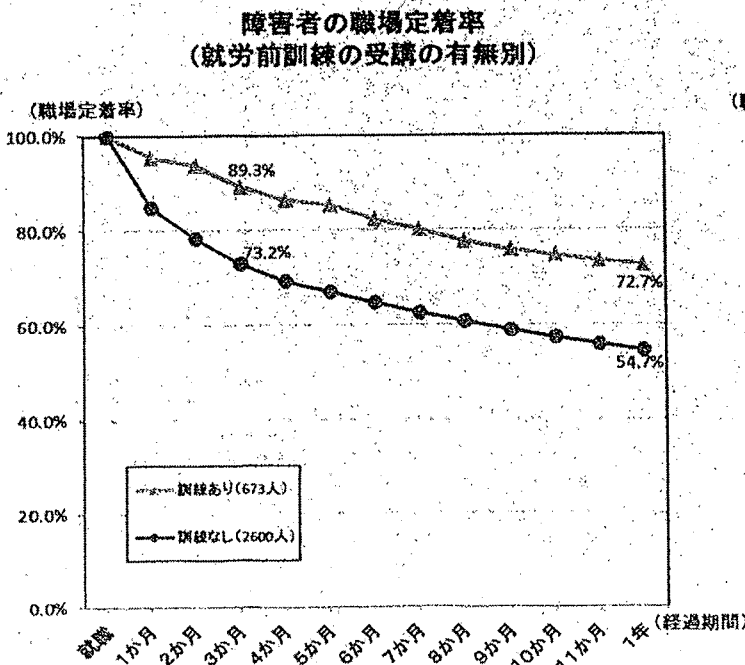
障害者の定着状況について(障害種別)

障害者の職場定着状況について、知的障害や発達障害の場合に比較的安定しているのに対して、特に、精神障害については定着が困難な者が多い状況となっている。



地域の支援機関を活用した場合の定着状況について

障害者の定着状況については、就労前の訓練受講や、ハローワークと地域の就労支援機関との連携による支援が「ある」方が、「ない」場合よりも、定着率が高い。



農業と福祉のマッチング支援の進捗状況と今後の進め方

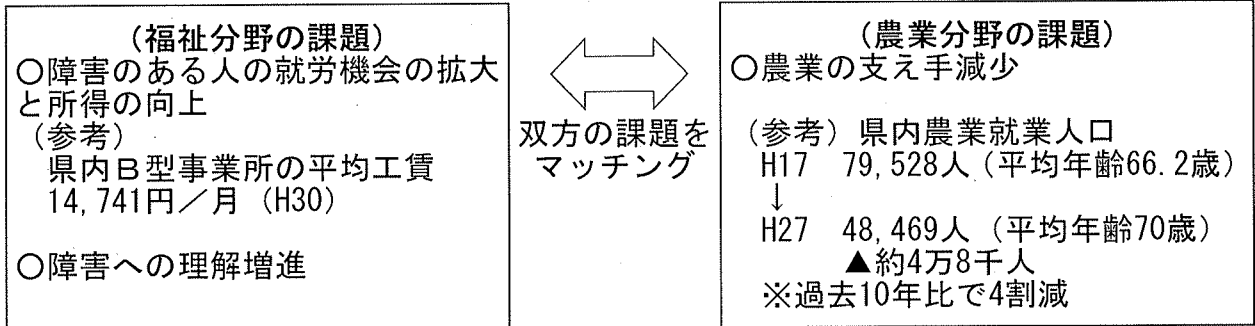
1 概要

- ・農福連携の窓口を設置し、関連する取組を一体的に推進する。
- ・「福祉」と「農業」それぞれが抱える課題をつなげ、障害の有無にかかわらず誰もが生き生きと暮らし活躍することのできるインクルーシブ社会の実現を目指す。

2 事業実施期間

平成31年度から（受託機関：岡山県農福連携サポートセンター）

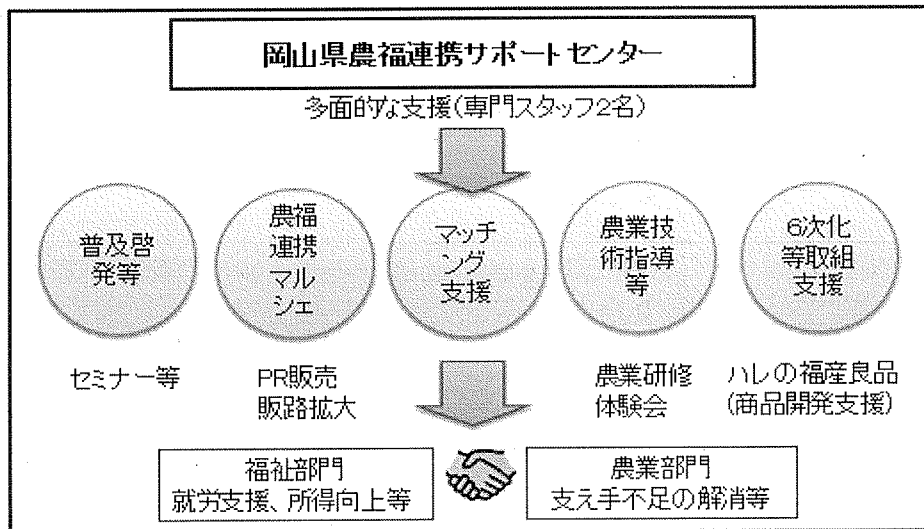
3 現状・課題



4 岡山県農福連携サポートセンターの主な取組内容

岡山県農福連携サポートセンターを設置し、同センターを核に、農業（農家）側のニーズと福祉（障害福祉事業所）側のニーズのマッチング支援をはじめ、関連する事業を一体的に推進

（参考）農福連携サポートセンターの設置・運営



5 期待する効果

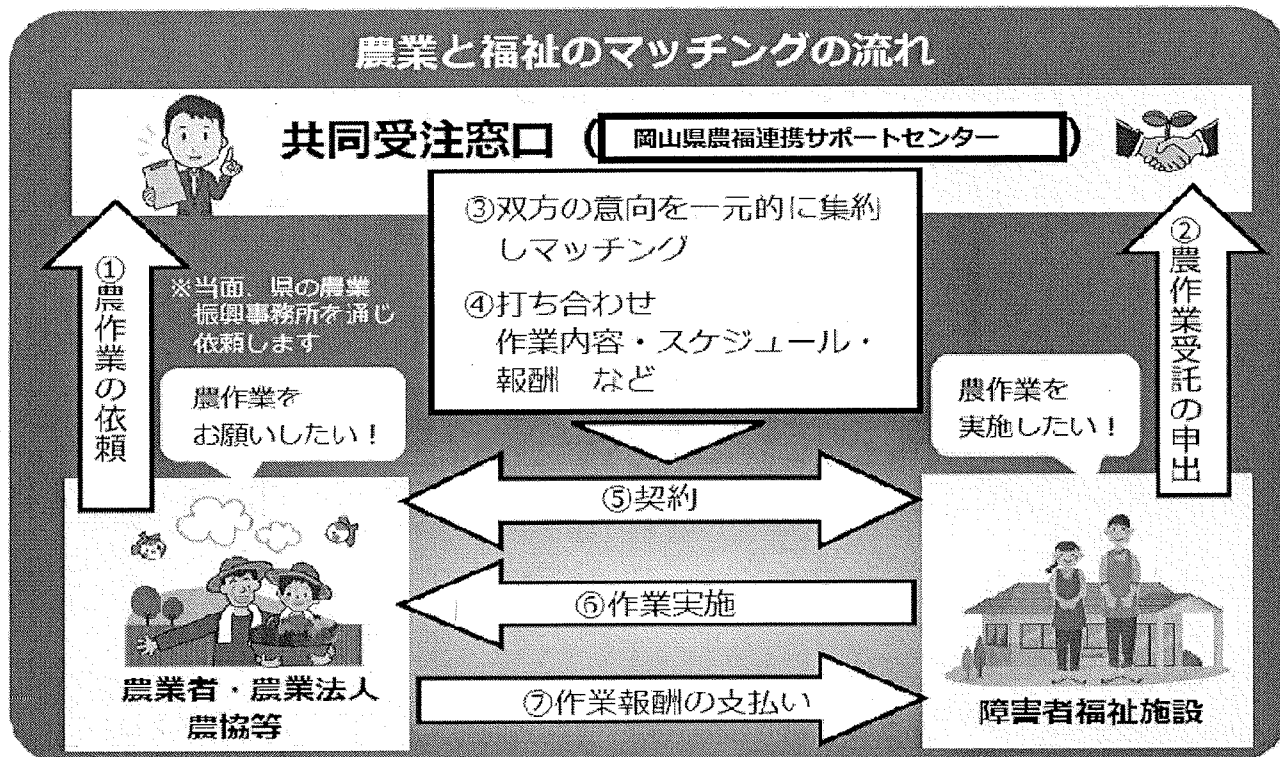
- ・県農福連携サポートセンターを核に、マッチング支援をはじめとする関連事業を体系的・一体的に取り組むことで、効果的な施策を推進。「福祉」と「農業」それぞれの課題を持ち寄り、マッチングすることで双方にメリットを生み出すことができる。

福祉側 …… 障害のある人の就労機会の拡大・所得の向上
障害のある人の個々の特性に応じた仕事（作業）
→個性・能力の発揮

農業側 …… 農業の支え手の確保

プラス効果 …… 障害への理解促進、地域との交流機会の増加（地域の振興に寄与）

6 マッチング支援の流れ（概要）



(参考) マッチング支援の進捗状況

請負件数	利用者人数 (延べ)	請負金額
33件	832人	2,750千円

※H31.4.1～R2.1.31時点

※請負作業の概要

- ・ビワ・ぶどう袋かけ、ニンニク種子割・収穫、菊芋の収穫、野菜・椎茸の栽培管理等

7 今後の進め方（案）

① 県農福連携サポートセンター（セルフセンター）と就労系事業所の連携強化

※セルフセンターの会員数：70程度

(参考) 就労系事業所数 (H31.4.1現在)

- ・就労継続支援A型事業所：145
- ・就労継続支援B型事業所：210

② 農業生産者へのサポートセンター業務の周知・PR
農業生産者等のニーズの掘り起こし 等

③ 農業・福祉関係者の相互理解の促進
セミナー、農福連携実践体験会（お試しノウフク）・スタディツアーの実施

④ 推進体制・ネットワークの構築
JA・地域自立支援協議会等をはじめとした関係機関との連携強化・ネットワークの構築

農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

【予算額】R元年度：13,520千円
【予算要求額】R2年度：13,058千円（予定）

概要

農業分野での障害のある人の就労の支援、工賃水準の向上や農業の支え手不足の解消等を図るため、岡山県農福連携サポートセンターを核に、各地域の農福連携の取組を支援していく。

実施体制

- 名称 岡山県農福連携サポートセンター
- 場所 岡山県セルプセンター内（岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ1階）
- 開設日 平成30（2018）年11月5日
- 開所日 平日10時～17時（土日・祝日は閉所）

■スタッフ配置

所長1名、農福連携推進員1名、農福連携アドバイザー1名（県OB）、その他4名
※アンダーラインは農福連携専任スタッフ（2名）

○農福連携推進員

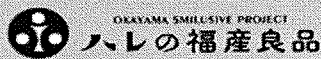
販路開拓や施設外就労のマッチング支援の調整・仲介役等を実施

○農福連携アドバイザー（県OB）

農業に取り組む福祉事業所への技術指導・助言等を実施

岡山県農福連携サポートセンター

- ①農業に係る施設外就労のマッチング支援
・就労継続支援B型事業所等を対象に、農業生産者のと福祉事業所のニーズをマッチング
- ②農産品の販路開拓や農作業の受注拡大
- ③本県独自の農福連携ブランド「ハレの福産良品」の認知度向上



【ブランドコンセプト】

障害のある方々や福祉に携わる人々が生産する商品に、たくさんの福を産んでほしいとの願いから「福産」と、それらの商品の品質が大変良いことを表したく「良品」と名付けました。

- ④農業に係る営農技術の指導・助言
→【新規】農業の専門家派遣（農福連携アドバイザー）事業として本格的に実施
- ⑤農福連携実践体験会・研修会、スタディツアーの開催
- ⑥その他農福連携に取り組む福祉事業所等への支援、相談等への対応

農福連携マルシェの開催

農業に取り組む福祉事業所の農産品・農産加工品の魅力発信や販路拡大を図るため、展示即売会を開催（年2回）予定

【令和2年度（予定）】

- ・第1回：令和2年5月30日・31日
（JR岡山駅東口駅前広場）
- ・第2回：調整中

※第1回：パラスポーツ体験などのイベントを併催予定
→パラリンピック開催
気運を醸成



農福連携指導者養成農業研修コース実施

農業と福祉をつなぐ身近な人材の育成を通じ、福祉事業所での農福連携の主体的な取組を支援

- ・対象者 福祉事業所支援員等
- ・会場 三徳園
（県立青少年農林文化センター）
- ・期間 5月～2月
※年間20回程度開催（予定）
- ・受講料 無料



マッチング集計(平成31年4月～令和2年1月分)

農福連携サポートセンター

	依頼主	事業所		作業日	時間	職員人数	利用者人数	報酬
1	則武様	コンパス	B	3月15日	10:30-12:00	2	5	
2	則武様	コンパス	B	3月16日	12:30-15:00	1	3	
3	則武様	コンパス	B	3月23日	9:30-12:00	1	3	14,000
4	藤原様	ジョブスマイル 東富井	B	3月26日		2	5	45,500
5	(有)フクダノウサン	いっぽいっぽ	B	3月25日	10:00-15:00	1	3	
6	(有)フクダノウサン	いっぽいっぽ	B	3月27日	10:00-15:00	1	6	14,920
7	(有)フクダノウサン	ジョブスマイル 東富井	B	4月12日	10:00～11:00	2	4	3,600
8	則武様	コンパス	B	4月18日	10:30-12:30	2	4	4,000
9	則武様	コンパス	B	5月30日	12:30-15:30	1	3	4,000
10	三宅様	ハローファクトリ	B	6/18,19,20	9:30-15:00	3	6	20,000
11	丹原農産	ジョブスマイル 東富井	B	6/1～20(10 日間)	10:00-16:00	10	30	90,000
12	丹原農産	ほほえみ矢掛	B	6/1～20 (8日間)	10:30-14:30	8	16	12,000
13	(有)フクダノウサン	はれる		7月1日	10:30-14:15	1	3	6,500
14	(有)フクダノウサン	はれる		7月2日	11:00-14:30	1	2	6,000
15	(有)フクダノウサン	コンパス	B	7月4日	10:30-13:00	1	3	3,500
16	(有)フクダノウサン	コンパス	B	7月10日	10:30-14:15	1	5	7,500
17	(有)フクダノウサン	コンパス	B	7月12日	10:30-14:15	1	3	6,500
18	(有)フクダノウサン	コンパス	B	7月18日	10:30-14:00	1	3	6,175
19	(有)オブリガードヨ シダ	コスモスワーク	B	8月1、2、5、 8、9日	10:00-16:00	5	15	61,875
20	岩谷農園	美作自立支援 センター	A	9月10～30日	10:00-16:00	21	63	302,400
21	丹原農産	就労継続支援 B型Apple	B	9/13～30	種割300kg	12	36	36,000
22	丹原農産	ほほえみ矢掛	B	9/13～30	種割400kg	12	36	48,000
23	丹原農産	四葉の家	B	9/13～30	種割300kg	12	36	36,000
24	丹原農産	いろいろ	B	9/13～30	種割400kg	12	36	58,920
25	丹原農産	アンマー		9/13～30	種割400kg	12	36	48,000
26	丹原農産	コンパス	B	9/20～30	種割400kg	5	10	48,000
27	岩谷農園	美作自立支援 センター	A	10月1～31日	10:00-16:00	31	93	446,400
28	岩谷農園	美作自立支援 センター	A	11月1～30	10:00-16:00	30	90	432,000
29	丹原農産	いろいろ	B	10/25～11/8	10:30～14: 00	10	100	200,000
30	(有)フクダノウサン	コンパス	B	11/8～15		5	15	22,000
31	岩谷農園	美作自立支援 センター	A	12月1～30	10:00-16:00	30	90	432,000
32	笠岡市役所	かさおか	A	12月2日間	10:00-16:00	2	10	20,000
33	岩谷農園	美作自立支援 センター	A	1月4～31	10:00-16:00	28	84	388,800

2019年4月～

合計				合計	259	832	2,750,170
					職員人数	利用者人数	報酬合計

岡山労働局発表
令和元年12月25日(水)

岡山労働局職業安定部職業対策課
担当： 職業対策課長 丸山 隆二
職業対策課長補佐 杉田 美奈子
地方障害者雇用担当官 神宝 英雄
電話： 086-801-5108

令和元年障害者雇用状況の集計結果（令和元年6月1日現在）

～ 県内の民間企業全体の実雇用率は2.45%で平成30年と比べ0.07ポイント低下 ～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けており、同法では、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めています。

岡山労働局では、今般、岡山県内に本社を置く民間企業及び公的機関について、令和元年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめました。

集計結果の主なポイント

【民間企業】（法定雇用率2.2%）

- 雇用障害者数は7,172.0人（対前年比で57.0人の増加）
- 全体の実雇用率は2.45%（対前年比で0.07ポイント低下）
- 法定雇用率を達成している企業の割合は52.8%（対前年比で1.3ポイント上昇）
- 実雇用率（全国は2.11%）、雇用率達成企業の割合（全国は48.0%）ともに全国数値を上回った

【公的機関】（同2.5%、都道府県などの教育委員会は2.4%）

- 法定雇用率が2.5%の県の機関では、50.0%の機関が法定雇用率を達成
- 法定雇用率が2.5%の市町の機関では、80.0%の機関が法定雇用率を達成
- 法定雇用率が2.4%の県等の機関では、すべての機関が法定雇用率を達成
- 法定雇用率が2.5%の独立行政法人等では、すべての法人が法定雇用率を達成

このような状況を踏まえ、岡山労働局としては、

- ・ 民間企業については、その取組状況に応じた雇用率達成指導を実施
- ・ 公的機関等については、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから厳正な達成指導を実施

【結果の概要】

1 民間企業における雇用状況

- ◎ 雇用されている障害者の数、実雇用率
 - 民間企業（45.5人以上規模の企業；法定雇用率2.2％）に雇用されている障害者の数は7,172.0人で、前年（7,115.0人）から57人増加した。
 - 雇用者のうち、身体障害者は3,685.5人、知的障害者は2,299.0人、精神障害者は1,187.5人であった。
 - 実雇用率は2.45％（前年は2.52％）、法定雇用率達成企業の割合は52.8％（同51.5％）であった。
（総括表1、別紙1、別紙2参照）
- ◎ 企業規模別の状況
 - 企業規模別の雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満規模企業では1,555.0人、100～300人未満で1,928.0人、300～500人未満で751.0人、500～1,000人未満で735.0人、1,000人以上で2,203.0人であった。
 - 実雇用率（民間企業全体：2.45％）については、
 - ・ 45.5～100人未満規模企業（3.09％）が全体の実雇用率を上回った。
 - ・ 100～300人未満（2.43％）、300～500人未満（2.10％）、500～1,000人未満（2.10％）、1,000人以上（2.38％）規模企業については全体を下回った。
 - 法定雇用率達成企業の割合については、
 - ・ 45.5～100人未満規模企業が49.7％、100～300人未満が58.3％、300～500人未満が48.0％、500～1,000人未満が48.2％、1,000人以上が56.8％であった。
（別紙1、別紙2参照）
- ◎ 産業別の状況
 - 産業別の雇用されている障害者の数は、「農・林・漁業」が134.5人、「建設業」が105.0人、「製造業」が1,583.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が13.0人、「情報通信業」が86.5人、「運輸業・郵便業」が349.5人、「卸売業・小売業」が1,225.0人、「金融業・保険業」が156.5人、「不動産業・物品賃貸業」が39.0人、「学術研究・専門・技術サービス業」が68.0人、「宿泊業・飲食サービス業」が109.5人、「生活関連サービス業・娯楽業」が94.5人、「教育、学習支援業」が651.0人、「医療・福祉業」が1,945.5人、「複合サービス業」が88.5人、「サービス業」が523.0人であった。
 - 実雇用率については、「農・林・漁業」（18.36％）、「製造業」（2.34％）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.51％）、「生活関連サービス業・娯楽業」（2.22％）、「教育、学習支援業」（2.29％）、「医療・福祉」（3.70％）、「サービス業」（2.40％）の7業種は法定雇用率（2.2％）を上回っている。
（別紙1、別紙2参照）

2 地方公共団体における在職状況

- ◎ 地方公共団体の機関（法定雇用率2.5％）に在籍している障害者の数は643.0人、実雇用率は2.56％であった。（47機関中37機関が達成）
雇用率達成機関の割合は78.7％と全国平均72.6％を上回っている。
【法定雇用率2.5％が適用される未達成機関】
岡山県（知事部局）、津山市、備前市※1、瀬戸内市、美作市※2、浅口市、津山市教育委員会、井原市教育委員会、赤磐市教育委員会、吉備中央町教育委員会
※1 備前市は令和元年11月1日現在において、実雇用率2.46％、不足0人で達成。
※2 美作市は令和元年10月1日現在において、実雇用率2.41％、不足0人で達成。
（総括表2(1)(2)、別紙3、別紙4参照）

- ◎ 地方公共団体の機関（法定雇用率2.4%）に在籍している障害者の数は303.0人、実雇用率は2.54%であった。（3機関中3機関が達成）
すべての機関で雇用率を達成しているが、雇用率達成機関の割合は全国平均で38.0%であった。
〈総括表2(3)、別紙3、別紙4参照〉

3 独立行政法人等における在職状況

- ◎ 独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は126.0人、実雇用率は2.73%であった。（5法人中5法人が達成。）
すべての機関で雇用率を達成しているが、雇用率達成機関の割合は全国平均では80.1%となっている。
〈総括表3、別紙5参照〉

令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
民間企業	292,770.5 人 (282,391.5 人)	7,172.0 人 (7,115.0 人)	2.45 % (2.52 %)	783 / 1,484 (735 / 1,426)	52.8 % (51.5 %)

()内は前年6月1日現在の数値

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
計	4,942.5 人 (4,805.5 人)	122.5 人 (120.0 人)	2.48 % (2.50 %)	1 / 2 (1 / 2)	50.0 % (50.0 %)
岡山県知事部局	4,296.0 人 (4,151.0 人)	105.5 人 (105.0 人)	2.46 % (2.53 %)	0 / 1 (1 / 1)	0.0 % (100.0 %)
岡山県警察	646.5 人 (654.5 人)	17.0 人 (15.0 人)	2.63 % (2.29 %)	1 / 1 (0 / 1)	100.0 % (0.0 %)

()内は前年6月1日現在の数値

(2) 市町等の機関(法定雇用率2.5%) ※2.5%が適用される市町教育委員会を含む

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
市町等の機関	20,215.0 人 (17,322.5 人)	520.5 人 (424.5 人)	2.57 % (2.45 %)	36 / 45 (35 / 46)	80.0 % (76.1 %)

()内は前年6月1日現在の数値

(3) 法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
計	11,938.0 人 (14,685.0 人)	303.0 人 (319.0 人)	2.54 % (2.17 %)	3 / 3 (2 / 4)	100.0 % (50.0 %)
岡山県教育委員会	10,406.5 人 (10,314.0 人)	263.0 人 (236.0 人)	2.53 % (2.29 %)	1 / 1 (0 / 1)	100.0 % (0.0 %)
市町教育委員会	1,531.5 人 (4,371.0 人)	40.0 人 (83.0 人)	2.61 % (1.90 %)	2 / 2 (2 / 3)	100.0 % (66.7 %)

()内は前年6月1日現在の数値

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

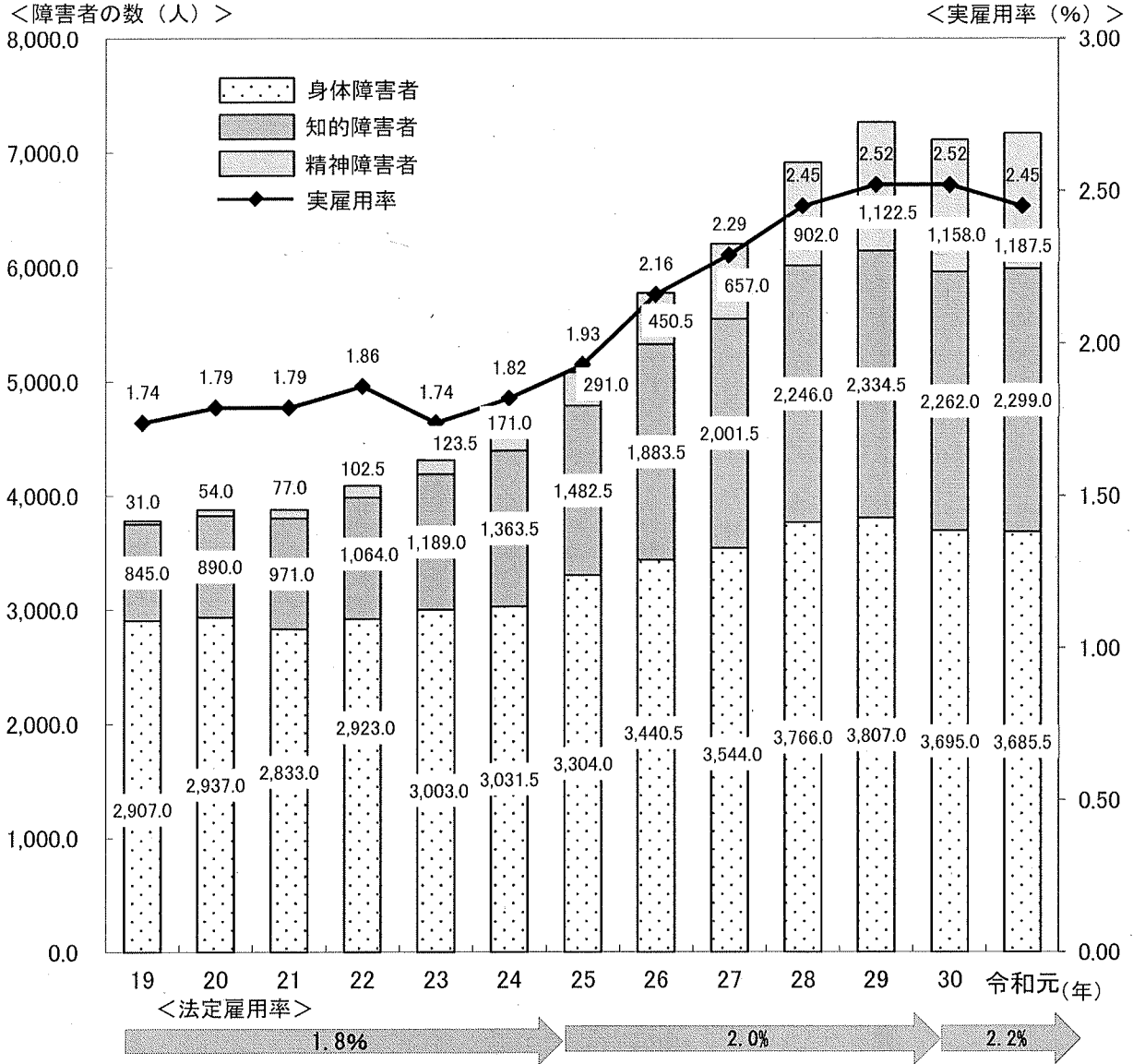
	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
独立行政法人等	4,623.5 人 (4,508.5 人)	126.0 人 (115.0 人)	2.73 % (2.55 %)	5 / 5 (5 / 5)	100.0 % (100.0 %)

()内は前年6月1日現在の数値

- 注 1 1の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、「③実雇用率とは」の「カウント方法」を参照。
- 4 法定雇用率は平成30年4月から民間企業2.0%⇒2.2%、国・県市町等の機関・独立行政法人2.3%⇒2.5%、県等の教育委員会2.2%⇒2.4%に引き上げられた。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年まで56人以上規模、平成25年～平成29年は50人以上規模、平成30年からは45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

年度	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成17年度まで	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)	知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)	重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成18年度以降	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)	知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)	重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
平成30年度	短時間労働者である精神障害者について、次のいずれかに該当する者については1人でカウント(特例) ① 雇用状況報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること ② 雇用状況報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること		

注3：平成16年4月、除外率制度の縮小(10%カット)

注4：平成22年7月、短時間労働者の対象拡大、除外率制度の縮小(10%カット)

民間企業における障害者の雇用状況

(別紙1)

岡山労働局職業対策課
令和元年6月1日現在

民間企業における雇用状況

項目	① 企業数	② 法定常用労働者数	障害者の数					③ 実雇用率 E÷② ×100	④ 雇用率達成企業数	⑤ 雇用率達成企業の割合	
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者及び知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E 計 A×2+B+C+D×0.5				
産業別											
計	企業 1,484 (1,426)	人 292,770.5 (282,391.5)	人 1,473 (1,491)	人 366 (337)	人 3,388 (3,367)	人 944 (858)	人 7,172.0 (7,115.0)	% 2.45 (2.52)	企業 783 (735)	% 52.8 (51.5)	
農・林・漁業	7 (10)	732.5 (1,096.0)	39 (39)	7 (6)	7 (49)	5 (3)	134.5 (134.5)	18.36 (12.27)	5 (8)	71.4 (80.0)	
鉱業・採石業・砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	- -	
建設業	45 (43)	5,912.5 (5,646.5)	26 (27)	1 (1)	52 (47)	0 (0)	105.0 (102.0)	1.78 (1.81)	24 (20)	53.3 (46.5)	
製造業	419 (394)	67,650.5 (62,685.5)	380 (368)	9 (15)	786 (732)	56 (40)	1,583.0 (1,503.0)	2.34 (2.40)	241 (244)	57.5 (61.9)	
電気・ガス・熱供給・水道業	5 (3)	518.5 (385.0)	4 (3)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	13.0 (10.0)	2.51 (2.60)	3 (2)	60.0 (66.7)	
情報通信業	42 (42)	5,752.0 (5,834.0)	20 (20)	3 (6)	43 (44)	1 (0)	86.5 (90.0)	1.50 (1.54)	15 (13)	35.7 (31.0)	
運輸業・郵便業	103 (93)	16,358.0 (15,755.5)	73 (68)	7 (4)	188 (176)	17 (16)	349.5 (324.0)	2.14 (2.06)	63 (55)	61.2 (59.1)	
卸売業・小売業	222 (224)	62,491.0 (62,477.5)	192 (184)	66 (65)	647 (612)	256 (225)	1,225.0 (1,157.5)	1.96 (1.85)	101 (84)	45.5 (37.5)	
金融業・保険業	17 (16)	8,184.0 (8,207.5)	37 (36)	1 (2)	81 (79)	1 (3)	156.5 (154.5)	1.91 (1.88)	6 (7)	35.3 (43.8)	
不動産業・物品賃貸業	21 (17)	2,789.0 (2,261.5)	12 (11)	0 (1)	14 (14)	2 (2)	39.0 (38.0)	1.40 (1.68)	6 (7)	28.6 (41.2)	
学術研究・専門・技術サービス業	28 (29)	4,754.0 (4,389.0)	18 (16)	1 (1)	31 (21)	0 (0)	68.0 (54.0)	1.43 (1.23)	10 (9)	35.7 (31.0)	
宿泊業・飲食サービス業	37 (31)	5,793.5 (5,130.5)	23 (21)	3 (4)	54 (47)	13 (13)	109.5 (99.5)	1.89 (1.94)	17 (16)	45.9 (51.6)	
生活関連サービス業・娯楽業	37 (38)	4,260.5 (4,357.0)	25 (20)	2 (3)	41 (34)	3 (5)	94.5 (79.5)	2.22 (1.82)	20 (17)	54.1 (44.7)	
教育・学習支援業	32 (35)	28,373.0 (28,037.5)	137 (131)	12 (11)	360 (328)	10 (13)	651.0 (607.5)	2.29 (2.17)	12 (9)	37.5 (25.7)	
医療・福祉	348 (337)	52,613.0 (50,784.5)	375 (441)	211 (208)	749 (928)	471 (496)	1,945.5 (2,266.0)	3.70 (4.46)	205 (196)	58.9 (58.2)	
複合サービス事業	15 (15)	4,819.0 (4,137.5)	18 (12)	5 (4)	47 (36)	1 (1)	88.5 (64.5)	1.84 (1.56)	6 (4)	40.0 (26.7)	
サービス業(他に分類されないもの)	106 (99)	21,769.5 (21,206.5)	94 (94)	38 (6)	243 (216)	108 (41)	523.0 (430.5)	2.40 (2.03)	49 (44)	46.2 (44.4)	
従業員規模別	300人未満	1,289 (1,241)	129,652.0 (126,845.0)	699 (772)	263 (236)	1,519 (1,677)	606 (566)	3,483.0 (3,740.0)	2.69 (2.95)	686 (649)	53.2 (52.3)
	45.5~100人未満	768 (727)	50,321.5 (47,777.5)	276 (302)	144 (117)	668 (706)	382 (339)	1,555.0 (1,596.5)	3.09 (3.34)	382 (366)	49.7 (50.3)
	100~300人未満	521 (514)	79,330.5 (79,067.5)	423 (470)	119 (119)	851 (971)	224 (227)	1,928.0 (2,143.5)	2.43 (2.71)	304 (283)	58.3 (55.1)
	300人以上	195 (185)	163,118.5 (155,546.5)	774 (719)	103 (101)	1,869 (1,690)	338 (292)	3,689.0 (3,375.0)	2.26 (2.17)	97 (86)	49.7 (46.5)
	300~500人未満	102 (99)	35,805.5 (34,949.5)	186 (161)	14 (23)	345 (312)	40 (37)	751.0 (675.5)	2.10 (1.93)	49 (45)	48.0 (45.5)
	500~1,000人未満	56 (51)	34,944.0 (32,345.5)	158 (148)	13 (10)	380 (362)	52 (36)	735.0 (686.0)	2.10 (2.12)	27 (26)	48.2 (51.0)
1,000人以上	37 (35)	92,369.0 (88,251.5)	430 (410)	76 (68)	1,144 (1,016)	246 (219)	2,203.0 (2,013.5)	2.38 (2.28)	21 (15)	56.8 (42.9)	

全国の状況

全 国	① 企業数	② 法定常用労働者数	障害者の数					③ 実雇用率 E÷② ×100	④ 雇用率達成企業数	⑤ 雇用率達成企業の割合
			A 重度障害者(常用)	B 重度障害者(常用である短時間労働者)	C 重度障害者(常用以外の障害者)	D 重度障害者(常用以外の短時間労働者)	E 計 A×2+B+C+D×0.5			
計	企業 101,889 (100,586)	人 26,585,858.0 (26,104,834.5)	人 121,377 (117,892)	人 16,845 (16,026)	人 278,430 (262,305)	人 45,159 (41,309)	人 560,608.5 (534,769.5)	% 2.11 (2.05)	48,898 (46,217)	% 48.0 (45.9)

(注) 1 障害者とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。また、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
C欄には短時間の精神障害者のうち特例に該当する者も計上している。(「◎法定雇用率とは」の「<カウント方法>を参照)
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されているが、平成30年4月1日から雇用義務の対象に加えられた。
2 対象企業は県内に本社を置く企業で、従業員規模45.5人以上のもの。(民間企業における法定雇用率 2.2%)
()内は前年6月1日現在の数値である。

障害種別の雇用状況

(別紙2)

岡山労働局職業対策課
令和元年6月1日現在

民間企業における雇用状況

項目	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数				
		A 重度障害者	B 重度障害者 である 短時間労働者	C 重度障害者 以外の 障害者	D 重度障害者 以外の 短時間労働者	E 計 A×2+B+C +D×0.5	A 重度障害者	B 重度障害者 である 短時間労働者	C 重度障害者 以外の 障害者	D 重度障害者 以外の 短時間労働者	E 計 A×2+B+C +D×0.5	C 短時間 以外の 精神障害者	D 短時間の 精神障害者	E うち特例	F 計 C+(D-E)× 0.5+E	
産業別	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
計	7,172.0 (7,115.0)	1,022 (1,036)	190 (192)	1,317 (1,297)	269 (268)	3,685.5 (3,695.0)	451 (455)	176 (145)	1,022 (1,026)	398 (362)	2,299.0 (2,262.0)	782 (710)	544 (562)	267 (334)	1,187.5 (1,158.0)	
農・林・漁業	134.5 (134.5)	8 (9)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	20.0 (22.0)	31 (30)	7 (6)	24 (27)	2 (2)	94.0 (94.0)	18 (17)	4 (2)	1 (1)	20.5 (18.5)	
鉱業・採石業・砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (.0)	
建設業	105.0 (102.0)	26 (27)	1 (1)	40 (40)	0 (0)	93.0 (89.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	11 (12)	0 (0)	0 (0)	11.0 (12.0)	
製造業	1,583.0 (1,503.0)	295 (296)	6 (13)	339 (330)	24 (19)	947.0 (944.5)	85 (72)	3 (2)	290 (272)	19 (13)	472.5 (424.5)	149 (115)	21 (23)	8 (15)	163.5 (134.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	13.0 (10.0)	4 (3)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	13.0 (10.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (.0)	
情報通信業	86.5 (90.0)	19 (19)	2 (6)	28 (28)	1 (0)	68.5 (70.0)	1 (1)	1 (0)	5 (5)	0 (0)	8.0 (7.0)	10 (12)	0 (1)	0 (1)	10.0 (13.0)	
運輸業・郵便業	349.5 (324.0)	67 (63)	7 (4)	137 (132)	10 (11)	283.0 (267.5)	6 (5)	0 (0)	20 (17)	5 (2)	34.5 (28.0)	26 (23)	7 (7)	5 (4)	32.0 (28.5)	
卸売業・小売業	1,225.0 (1,157.5)	160 (156)	45 (47)	206 (199)	95 (84)	618.5 (600.0)	32 (28)	21 (18)	213 (203)	121 (105)	358.5 (329.5)	152 (134)	116 (112)	76 (76)	248.0 (228.0)	
金融業・保険業	156.5 (154.5)	32 (32)	0 (1)	42 (44)	0 (2)	106.0 (110.0)	5 (4)	1 (1)	5 (4)	0 (0)	16.0 (13.0)	30 (26)	5 (6)	4 (5)	34.5 (31.5)	
不動産業・物品賃貸業	39.0 (38.0)	12 (11)	0 (1)	9 (9)	0 (0)	33.0 (32.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	2.0 (2.0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	4.0 (4.0)	
学術研究・専門・技術サービス業	68.0 (54.0)	16 (16)	1 (1)	15 (14)	0 (0)	48.0 (47.0)	2 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	7.0 (1.0)	12 (6)	1 (0)	1 (0)	13.0 (6.0)	
宿泊業・飲食サービス業	109.5 (99.5)	20 (18)	3 (4)	14 (11)	5 (3)	59.5 (52.5)	3 (3)	0 (0)	18 (19)	7 (9)	27.5 (29.5)	20 (17)	3 (1)	2 (0)	22.5 (17.5)	
生活関連サービス業・娯楽業	94.5 (79.5)	16 (11)	2 (3)	15 (15)	1 (2)	49.5 (41.0)	9 (9)	0 (0)	19 (14)	0 (1)	37.0 (32.5)	7 (5)	2 (2)	0 (0)	8.0 (6.0)	
教育・学習支援業	651.0 (607.5)	75 (72)	4 (3)	84 (80)	5 (6)	240.5 (230.0)	62 (59)	8 (8)	151 (150)	1 (1)	283.5 (276.5)	122 (98)	7 (6)	3 (0)	127.0 (101.0)	
医療・福祉	1,945.5 (2,266.0)	188 (222)	101 (99)	256 (283)	102 (118)	784.0 (885.0)	187 (219)	110 (109)	209 (245)	206 (217)	796.0 (900.5)	140 (177)	307 (384)	144 (223)	365.5 (480.5)	
複合サービス事業	88.5 (64.5)	14 (8)	1 (3)	24 (16)	1 (1)	53.5 (35.5)	4 (4)	4 (1)	8 (9)	0 (0)	20.0 (18.0)	14 (11)	1 (0)	1 (0)	15.0 (11.0)	
サービス業(他に分類されないもの)	523.0 (430.5)	70 (73)	17 (6)	99 (96)	25 (22)	268.5 (259.0)	24 (21)	21 (0)	55 (58)	35 (10)	141.5 (105.0)	67 (53)	70 (18)	22 (9)	113.0 (66.5)	
従業員規模	300人未満	3,483.0 (3,740.0)	450 (481)	121 (119)	645 (651)	133 (151)	1,732.5 (1,807.5)	249 (291)	142 (117)	421 (472)	254 (239)	1,188.0 (1,290.5)	290 (311)	382 (419)	163 (243)	562.5 (642.0)
	45.5~100人未満	1,555.0 (1,596.5)	170 (181)	67 (58)	264 (252)	81 (83)	711.5 (713.5)	106 (121)	77 (59)	164 (164)	137 (134)	521.5 (532.0)	134 (129)	270 (283)	106 (161)	322.0 (351.0)
	100~300人未満	1,928.0 (2,143.5)	280 (300)	54 (61)	381 (399)	52 (68)	1,021.0 (1,094.0)	143 (170)	65 (58)	257 (308)	117 (105)	666.5 (758.5)	156 (182)	112 (136)	57 (82)	240.5 (291.0)
	300人以上	3,689.0 (3,375.0)	572 (555)	69 (73)	672 (646)	136 (117)	1,953.0 (1,887.5)	202 (164)	34 (28)	601 (554)	144 (123)	1,111.0 (971.5)	492 (399)	162 (143)	104 (91)	625.0 (516.0)
規模	300~500人未満	751.0 (675.5)	152 (145)	9 (19)	183 (186)	16 (17)	504.0 (503.5)	34 (16)	5 (4)	99 (76)	13 (13)	178.5 (118.5)	51 (39)	23 (18)	12 (11)	68.5 (53.5)
	500~1,000人未満	735.0 (686.0)	137 (129)	10 (9)	161 (161)	20 (13)	455.0 (434.5)	21 (19)	3 (1)	119 (117)	26 (20)	177.0 (166.0)	88 (72)	18 (15)	12 (12)	103.0 (85.5)
	1,000人以上	2,203.0 (2,013.5)	283 (281)	50 (45)	328 (299)	100 (87)	994.0 (949.5)	147 (129)	26 (23)	383 (361)	105 (90)	755.5 (687.0)	353 (288)	121 (110)	80 (68)	453.5 (377.0)

(注) 1 障害者とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。また、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
短時間労働者である精神障害者のうち特例に該当する者は1人とカウントしている。(「◎「法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照)
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されているが、平成30年4月1日から雇用義務の対象に加えられた。
2 対象企業は県内に本社を置く企業で、従業員規模45.5人以上のもの。(民間企業における法定雇用率 2.2%)
()内は前年6月1日現在の数値である。

地方公共団体における雇用状況

岡山労働局職業対策課
令和元年6月1日現在

地方公共団体における雇用状況

	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎となる 職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷② ×100	⑤ 雇用率達 成機関数	⑥ 雇用率 達成機 関の割 合
			A 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短時 間労働者	C 重度以外の 身体障害者、 知的障害者 及び精神障 害者	D 重度以外の 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時間 労働者	E 計 A×2+B+C+ D×0.5			
岡山県	機関 47 (48)	人 25,157.5 (22,128.0)	人 184 (164)	人 15 (11)	人 248 (197)	人 24 (17)	人 643.0 (544.5)	% 2.56 (2.46)	機関 37 (36)	% 78.7 (75.0)
2.5%が適用 される機関	機関 3 (4)	人 11,938.0 (14,685.0)	人 77 (79)	人 2 (1)	人 145 (158)	人 4 (4)	人 303.0 (319.0)	% 2.54 (2.17)	機関 3 (2)	% 100.0 (50.0)

全国の状況

	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎となる 職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷② ×100	⑤ 雇用率達 成機関数	⑥ 雇用率 達成機 関の割 合
			A 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短時 間労働者	C 重度以外の 身体障害者、 知的障害者 及び精神障 害者	D 重度以外の 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時間 労働者	E 計 A×2+B+C+ D×0.5			
全国	機関 2,599 (2,631)	人 1,546,186.0 (1,478,220.5)	人 9,936 (9,444)	人 868 (761)	人 16,518 (15,072)	人 1,506 (1,338)	人 38,011.0 (35,390.0)	% 2.46 (2.39)	機関 1,888 (1,817)	% 72.6 (69.1)
2.5%が適用 される機関	機関 100 (100)	人 714,968.5 (662,641.5)	人 3,616 (3,467)	人 210 (178)	人 5,815 (5,301)	人 441 (389)	人 13,477.5 (12,607.5)	% 1.89 (1.90)	機関 38 (39)	% 38.0 (39.0)

- (注) 1 法定雇用率2.4%が適用される機関は、県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会である。それ以外の機関は、法定雇用率2.5%が適用される。
- 2 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」について法律上、1人を2人に相当するものとしてしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
C欄には短時間の精神障害者のうち特例に該当する者も計上している。（「◎法定雇用率とは」の「カウント方法」を参照）。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されているが、平成30年4月1日から雇用義務の対象に加えられた。
- 4 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ()内は前年6月1日現在の数値である。

公的機関の雇用状況

(別紙4)

岡山労働局職業対策課
令和元年6月1日現在

1 県の機関の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	4,942.5	122.5	2.48	1.5	
岡山県(知事部局)	4,296.0	105.5	2.46	1.5	地方特例認定
岡山県警察	646.5	17.0	2.63	0.0	

2 教育委員会の状況

法定雇用率2.4%	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
岡山県教育委員会	10,406.5	263.0	2.53	0.0	
合計	1,531.5	40.0	2.61	0.0	
倉敷市教育委員会	1,243.0	34.0	2.74	0.0	
玉野市教育委員会	288.5	6.0	2.08	0.0	

法定雇用率2.5%	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	1,712.0	37.0	2.16	5.0	
津山市教育委員会	161.5	3.0	1.86	1.0	
井原市教育委員会	160.5	2.0	1.25	2.0	
総社市教育委員会	193.5	5.0	2.58	0.0	
瀬戸内市教育委員会	166.5	4.0	2.40	0.0	
赤磐市教育委員会	99.5	1.0	1.01	1.0	
真庭市教育委員会	180.5	4.0	2.22	0.0	
浅口市教育委員会	138.5	3.0	2.17	0.0	
美作市教育委員会	177.0	4.0	2.26	0.0	
和気町教育委員会	104.0	3.0	2.88	0.0	
鏡野町教育委員会	143.0	4.0	2.80	0.0	
勝央町教育委員会	50.5	2.0	3.96	0.0	
早島町教育委員会	56.5	1.0	1.77	0.0	
吉備中央町教育委員会	80.5	1.0	1.24	1.0	

3 市町等の機関の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	18,503.0	483.5	2.61	8.0	
岡山市	6,784.5	182.0	2.68	0.0	地方特例認定
倉敷市	2,770.0	74.0	2.67	0.0	
津山市	713.5	14.0	1.96	3.0	
玉野市	428.5	11.5	2.68	0.0	
笠岡市	577.0	15.0	2.60	0.0	地方特例認定
井原市	379.5	9.0	2.37	0.0	
総社市	455.0	12.0	2.64	0.0	
高梁市	560.0	18.0	3.21	0.0	地方特例認定
新見市	476.5	13.0	2.73	0.0	地方特例認定
備前市	652.5	14.0	2.15	2.0	地方特例認定 ※1
瀬戸内市	401.5	9.0	2.24	1.0	
赤磐市	348.0	8.0	2.30	0.0	
真庭市	537.5	15.0	2.79	0.0	
美作市	495.5	11.0	2.22	1.0	※2
浅口市	240.0	5.0	2.08	1.0	
和気町	173.0	4.0	2.31	0.0	
早島町	101.0	2.0	1.98	0.0	
里庄町	117.0	2.0	1.71	0.0	地方特例認定
矢掛町	266.0	7.0	2.63	0.0	地方特例認定
鏡野町	267.5	6.0	2.24	0.0	
勝央町	153.0	4.0	2.61	0.0	
奈義町	97.5	2.0	2.05	0.0	
美咲町	343.5	10.5	3.06	0.0	地方特例認定
久米南町	115.5	2.0	1.73	0.0	
吉備中央町	208.0	5.0	2.40	0.0	
倉敷市水道局	131.0	3.0	2.29	0.0	
倉敷市病院事業	141.0	5.0	3.55	0.0	
玉野市病院事業	173.0	7.0	4.05	0.0	
井原市病院事業	163.5	5.5	3.36	0.0	
瀬戸内市病院事業	93.5	4.0	4.28	0.0	
真庭市病院事業	97.5	3.0	3.08	0.0	
倉敷市競艇事業	42.0	1.0	2.38	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 2 ②欄の「障害者の数」とは、「③法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照。
 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。
 4 地方特例認定とは、障害者雇用率制度の運用上、二つ以上の機関を合算して同一の機関とみなす制度である。
 5 ※1 令和元年11月1日現在達成(不足0人)。 ※2 令和元年10月1日現在達成(不足0人)。

独立行政法人等における雇用状況

岡山労働局職業対策課
令和元年6月1日現在

独立行政法人等の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	4,623.5	126.0	2.73	0.0	
国立大学法人岡山大学	3,468.5	94.5	2.72	0.0	
公立大学法人岡山県立大学	169.5	6.0	3.54	0.0	
地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	234.5	6.0	2.56	0.0	
地方独立行政法人岡山市立総合医療センター	687.0	18.5	2.69	0.0	
公立大学法人新見公立大学	64.0	1.0	1.56	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、「◎法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。

全国の状況

全国	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 雇用率達成法人数	⑥ 雇用率達成法人の割合
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E 計 A×2+B+C+D×0.5			
計	法人 352 (348)	人 440,944.0 (432,729.0)	人 2,849 (2,705)	人 184 (166)	人 5,608 (5,332)	人 244 (204)	人 11,612.0 (11,010.0)	% 2.63 (2.54)	法人 282 (240)	% 80.1 (69.0)
独立行政法人等 (国立大学法人等を除く)	法人 91 (92)	人 212,384.0 (209,593.5)	人 1,400 (1,342)	人 124 (108)	人 2,872 (2,735)	人 165 (142)	人 5,878.5 (5,598.0)	% 2.77 (2.67)	法人 83 (69)	% 91.2 (75.0)
国立大学法人等	法人 90 (90)	人 148,053.0 (146,562.0)	人 977 (936)	人 28 (32)	人 1,758 (1,703)	人 35 (31)	人 3,757.5 (3,622.5)	% 2.54 (2.47)	法人 72 (58)	% 80.0 (64.4)
地方独立行政法人等	法人 171 (166)	人 80,507.0 (76,573.5)	人 472 (427)	人 32 (26)	人 978 (894)	人 44 (31)	人 1,976.0 (1,789.5)	% 2.45 (2.34)	法人 127 (113)	% 74.3 (68.1)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③欄の「障害者の数」とは、「◎法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄には短時間の精神障害者のうち特例に該当する者も計上している。(「◎法定雇用率とは」の<カウント方法>を参照)
- 5 ()内は前年6月1日現在の数値である。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)である。平成30年4月1日より精神障害者が雇用義務の対象に加えられた。

区 分		雇用義務企業等の規模	法定雇用率
民間企業	一般の民間企業	45.5人以上規模の企業	2.20%
	特殊法人等	労働者数40.0人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	2.50%
国、地方公共団体		40.0人以上規模の機関	2.50%
都道府県等の教育委員会		42.0人以上規模の機関	2.40%

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

<カウント方法>

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者で、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。(特例)

- ① 雇用状況報告(地方公共団体にあつては通報)年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 雇用状況報告(地方公共団体にあつては通報)年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

民間企業における障害者雇用状況

岡山労働局職業対策課

項目 年別	雇 用 状 況					雇 用 率 達 成 状 況			備 考
	企業数	常用労働者数	障害者数	雇用率(%)		達 成 企業数	達成率(%)		
				岡山県	全 国		岡山県	全 国	
昭和52	634	114,694.0	1,846.0	1.61	1.09	406	64.0	52.8	雇用率 1.5%
53	605	111,350.0	1,903.0	1.71	1.11	373	61.7	52.1	
54	626	113,280.0	1,894.0	1.67	1.12	412	65.8	52.0	
55	627	115,167.0	2,019.0	1.75	1.13	428	68.3	51.6	
56	624	116,539.0	2,210.0	1.90	1.18	475	76.1	53.4	国際障害者年
57	630	118,245.0	2,344.0	1.98	1.22	491	77.9	53.8	
58	649	118,673.0	2,378.0	2.00	1.23	522	80.4	53.5	国連障害者の10年 スタート
59	654	119,995.0	2,370.0	1.98	1.25	511	78.1	53.6	
60	675	123,555.0	2,376.0	1.92	1.26	513	76.0	53.5	
61	677	124,215.0	2,314.0	1.86	1.26	494	73.0	53.8	
62	692	126,055.0	2,345.0	1.86	1.25	499	72.1	53.0	
63	763	135,913.0	2,593.0	1.91	1.31	521	68.3	51.5	法改正 雇用率1.6%
平成元	776	139,632.0	2,674.0	1.92	1.32	532	68.6	51.6	
2	806	145,185.0	2,769.0	1.91	1.32	550	68.2	52.2	
3	848	152,261.0	2,888.0	1.90	1.32	570	67.2	51.8	
4	858	157,351.0	3,033.0	1.93	1.36	595	69.3	51.9	国連障害者年の10年終期
5	863	158,029.0	3,061.0	1.94	1.41	587	68.0	51.4	アジア太平洋障害者の 10年スタート 障害者対策に関する 新長期計画
6	895	163,631.0	3,068.0	1.87	1.44	595	66.5	50.4	
7	880	163,634.0	3,070.0	1.88	1.45	588	66.8	50.6	障害者プラン
8	878	164,443.0	3,039.0	1.85	1.47	583	66.4	50.5	
9	876	164,902.0	3,038.0	1.84	1.47	564	64.4	50.2	
10	893	166,442.0	3,039.0	1.83	1.48	573	64.2	50.1	法改正 知的障害者算入 雇用率 1.8% (10年7月1日)
11	964	168,457.0	3,041.0	1.81	1.49	574	59.5	44.7	
12	933	165,338.0	2,971.0	1.80	1.49	550	58.9	44.3	
13	935	166,725.0	3,004.0	1.80	1.49	539	57.6	43.7	
14	922	165,712.0	2,932.0	1.77	1.47	498	54.0	42.5	アジア太平洋障害者の 10年終期 新障害者プラン (14年12月24日)
15	916	165,393.0	2,906.0	1.76	1.48	490	53.5	42.5	
16	978	180,798.0	2,950.0	1.63	1.46	485	49.6	41.7	除外率制度の縮小 (10%カット)
17	980	191,896.0	3,219.0	1.68	1.49	512	52.2	42.1	
18	1,048	205,835.0	3,519.0	1.71	1.52	548	52.3	43.4	法改正 精神障害者算入
19	1,082	217,044.0	3,783.0	1.74	1.55	594	54.9	43.8	
20	1,076	216,871.0	3,881.0	1.79	1.59	596	55.4	44.9	
21	1,075	217,125.0	3,881.0	1.79	1.63	584	54.3	45.5	
22	1,090	220,047.0	4,089.5	1.86	1.68	587	53.9	47.0	法改正 納付金制度対象事 業主拡大・障害者の雇用義 務の短時間労働者への対象 拡大 除外率制度(10%)の縮小(22 年7月1日)
23	1,154	247,931.5	4,315.5	1.74	1.65	578	50.1	45.3	
24	1,171	250,613.5	4,566.0	1.82	1.69	583	49.8	46.8	
25	1,301	262,754.0	5,077.5	1.93	1.76	623	47.9	42.7	雇用率 2.0% (25年4月1日)
26	1,307	267,782.0	5,774.5	2.16	1.82	654	50.0	44.7	
27	1,326	271,012.5	6,202.5	2.29	1.88	680	51.3	47.2	
28	1,352	282,496.0	6,914.0	2.45	1.92	719	53.2	48.8	
29	1,348	287,748.0	7,264.0	2.52	1.97	751	55.7	50.0	
30	1,426	282,391.5	7,115.0	2.52	2.05	735	51.5	45.9	雇用率 2.2% (30年4月1日)
令和元	1,484	292,770.5	7,172.0	2.45	2.11	783	52.8	48.0	

【追加議題】

【項目】（提案者：大谷委員）

岡山県の行政機関における障害者雇用の現状について

【概要】

岡山県の行政機関における雇用の現状と、その受け入れ体制に関する課題、定着支援の在り方について意見をいただきたい。